厚生労働行政推進調查事業費補助金 障害者政策総合研究事業(精神障害分野) 分担研究報告書

精神保健判定医養成等制度運用の見直しに関する研究

研究分担者 八木 深 国立病院機構花巻病院 院長

研究要旨

本研究の目的は、判定医と司法精神医療従事者の養成制度や研修の有効性について調査し、調査結果をもとに改善提案を行い、コンセンサスを得て、ガイドライン、マニュアル、ツール、それらを使うための研修システムなどの一連の成果物を発表することにある。平成29年度は、精神保健判定医等養成研修会(以下「養成研修会」)全受講生305名(初回131名、継続174名)を対象にアンケートを実施し、回収率は91%であった。有用・まあまあ有用と回答した受講生は97%、理解/まあまあ理解と回答した受講生は97%でいずれも平成28年度と同じ高水準であった。判定医では「鑑定・処遇が問題となった事例検討」や「判定医の業務と責任」、参与員では「参与員の業務と責任」が高評価であった。他の職種の業務への関心の低さが問題となっており、今年度より「多職種チーム医療」の講義で、入院医療機関のスタッフによる多職種チーム模擬会議を供覧し、参加者同士の議論を取り入れた。新たな講義の有用度評価は、判定医、参与員ともに良好であった。

最高裁判所司法統計によると審判のばらつきは現在も持続しており、精神保健判定医の研修は、今後も重要である。厚生労働省判定事例研究会に、処遇を継続すべきか52条鑑定事例、飲酒下の対象行為の疾病性を考える事例、PTSDとマインドコントロールと診断された事例を提供し、仮想化しケースブック事例を作成し、研修に寄与した。

研究協	協力者氏名	• 所属研究機関名
大島	紀人	東京大学学生相談ネッ
		トワーク本部・国立病院
		機構花巻病院
来住	由樹	岡山県精神科医療セン
		ター
須藤	徹	国立病院機構肥前精神
		医療センター
田口	寿子	国立精神•神経医療研究
		センター病院
平田	豊明	千葉県精神科医療セン

		ター
平林	直次	国立精神•神経医療研究
		センター病院
村上	優	国立病院機構榊原病院
村田	昌彦	国立病院機構榊原病院
安田	拓人	京都大学法科大学院
山本	輝之	成城大学法学部

A. 研究目的

本研究の目的は、司法精神医療従事者の養成制度や研修の有効性について調査し、

結果をもとに改善提案を行い、コンセンサ スを得て、ガイドライン、マニュアル、ツー ル、それらを使うための研修システムなど の一連の成果物を発表することにある。

1. 養成研修会受講生アンケート

養成研修会の実際を把握し、企画委員会 に対し養成研修会プログラムの改善提言を 行うことを目的とする。

2. 厚生労働省判定事例研究会事例提供 事例を厚生労働省判定事例研究会(以下 「判定事例研究会」)に提供し、既に判定医 になった者に対し鑑定・審判にあたっての 考え方を整理する機会を提供し、質の担保 をはかることを目的とする。

3. ケースブック用仮想事例作成

判定事例研究会事例を仮想化し、ケース ブックの形で公表し、制度を円滑に運用す る上で有用な情報を提供し、精神保健判定 医の質のさらなる向上を図る。

B. 研究方法

1. 養成研修会受講生アンケート

実態を把握するため、受講生全員を対象 に平成19年以降同内容のアンケート(資料1) を実施した。項目を以下に示す。

- 1) 初回研修・継続研修の別
- 2) 参加種別(精神保健判定医・精神保健 参与員・福祉職)
- 3) 研修内容全体の有用度
- 4) 講義内容全体の理解度
- 5) 有用と思った講義
- 6) もっと理解を深めたいと思った講義
- 7) 内容が重複していると思った講義
- 8) 今後の研修会の進め方等の意見
- 9) 判定医について
- a) 措置入院の要否に係る診察経験の有 2) 年齢は30代等と記載し明示しない。

- b) 刑事責任能力鑑定の経験(簡易鑑定・ 嘱託鑑定・公判鑑定)
- 2. 判定事例研究会への事例提供

指定医療機関に募集し、論点があり、研究 班で結論が一致する例を選択した。

3. ケースブック用仮想事例作成 判定事例研究会で検討した事例を仮想化し、 審判や鑑定の考え方の道筋を指し示し判定 事例ケースブックの形で整理した。

4. 最高裁判所司法統計の分析

最高裁判所司法統計を用いて、平成17年 から平成28年を3期に分割し、高等裁判所管 区でまとめて比較し、決定にばらつきがあ るか分析した。

(倫理面への配慮)

本研究は、医療観察法の鑑定・審判・医療 の目的で収集されたデータを事後に検討し、 今後の鑑定・審判・医療の向上をはかるもの であり、介入を伴わないレトロスペクティ ブな観察研究に該当する。本研究はケース ブックや学会・論文発表という形式で成果 を公開することを意図しており、連結可能 匿名化情報を扱うので、「人を対象とする医 学系研究に関する倫理指針」の適用範囲と なる。

ケースブック事例作成に際して、個人情 報を保護し事例が特定されないように、以 下の点に留意し仮想化した。

- 1) 固有名詞は出てきた順にA、B、Cとアル ファベット1文字のみで記載する。

さらに、変更も考慮する。

- 3) 性別や家族も可能な限り変更する。
- 4) 出来事についても可能な限り改変し 特定されないように対処する。

本研究は、平成27年度花巻病院倫理審査委員会で承認を受けて実施した。

C. 研究結果

- 1. 養成研修会受講生アンケート
- 1) アンケート回収率・参加種別 平成29年度の受講生は305名(判定医 143、参与員162、初回131、継続174) で、回収率は91%(初回95%、継続87%) であった(図1、2)(表1)。

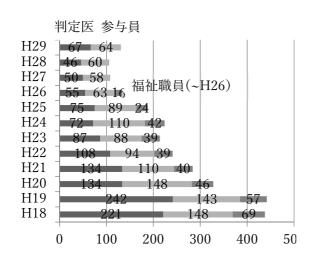


図1 職種別参加人数(初回研修)

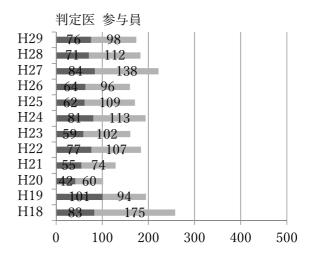


図2 職種別参加人数(継続研修)

2) 判定医の責任能力鑑定経験の有無 平成29年度の初回研修会参加者判定医 64名について、責任能力鑑定の経験あり 30名(47%)、なし25名(39%)、無回答9 名(14%)であった。責任能力鑑定経験者 は全体の約半数であった。

表1 参加者数、アンケート回収率

	職種	参加者	回収数	回収率
初回	判定医	67	64	96%
	参与員	64	61	95%
	小計	131	125	95%
継続	判定医	76	62	82%
	参与員	98	89	91%
	小計	174	151	87%
合計		305	276	90%

(研修の種類・職種不明の4名は含めず)

責任能力鑑定経験がある判定医の鑑定内 訳は、簡易鑑定のみ10名、簡易鑑定およ び起訴前嘱託鑑定8名、すべて6名、起訴 前嘱託鑑定のみ4名、簡易鑑定と公判鑑定 1名、起訴前嘱託鑑定と公判鑑定1名であった。

平成19年度から平成29年度までの11年間の累計で初回研修会参加者判定医916名が責任能力鑑定経験について回答し、鑑定経験あり454名(50%)、なし398名(43%)、無回答64名(7%)であった。責任能力鑑定経験者は無経験者を上回った(図3)。

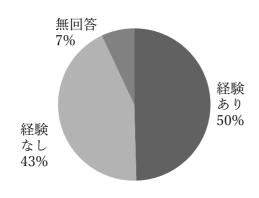


図3 平成19-29年度累計鑑定経験

間の累計で責任能力鑑定経験がある判定医の鑑定内訳は、簡易鑑定のみ 180 名 (40%)、起訴前嘱託鑑定のみ 38 名 (8%)、公判鑑定のみ 36 名 (8%)、簡易鑑定および起訴前嘱託鑑定 78 名 (17%)、簡易鑑定および公判鑑定 22 名 (5%)、起訴前嘱託鑑定および公判鑑定 11 名 (2%)、全て 62 名 (14%)、鑑定経験内容無回答 27 名 (6%) であった。公判鑑定経験は 131 名 (29%) であった (図4)。

平成 19 年度から平成 29 年度まで 11 年

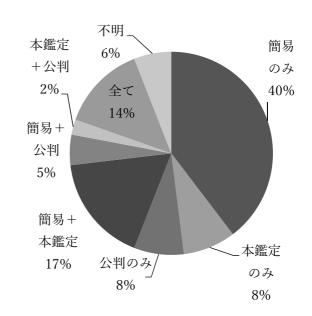


図4平成19-29年度鑑定種別経験累計

3) 養成研修会の有用度

研修全体について、受講生の 71% (H28 年 71%) が有用と回答し、やや有用と合わせる と 97% (H28 年 99%) にのぼった。研修の種 別、職種別の有用度を表 2 に示す。

平成29年度の研修で実施した項目と、項目ごとに「有用」と回答された割合を資料2に示す。初回判定医は、精神鑑定または処遇が問題となった事例報告(83%)、精神保健判定医の業務と責任(81%)、刑事責任鑑定と医療観察法(77%)を有用とする回答が多く、医療観察法における薬物療法(44%)は少なかった。初回参与員は、精神保健参与員演習(64%)を有用とする回答が多く、薬物療法(41%)は少なかった。自身の職種に関わる項目の評価が高い一方で、薬物療法については有用とする者が少なかった。

表 2 研修種別・職種別有用度 (カッコ内は前年度)

	有用	やや有用	あまり 有用 でない	有用でない
初回 判定医	64%	34%	2%	0%
	(73%)	(24%)	(3%)	(0%)
初回	76%	20%	4%	0%
参与員	(83%)	(17%)	(0%)	(0%)
継続判定医	72%	23%	4%	0%
	(67%)	(33%)	(0%)	(0%)
継続	71%	27%	1%	0%
参与員	(64%)	(33%)	(2%)	(0%)

継続研修では、医療観察法の施行状況、 精神鑑定または処遇が問題となった事例報 告、グループディスカッションを行った が、判定医、参与員ともに、いずれの講義 についても有用と回答した割合は良好であった。

4) 養成研修会の理解度

研修全体について、受講生の66%(平成28年56%)が理解できたと回答し、まあまあ理解できたという回答と合わせると97%(平成28年98%)が良好な理解を示した。研修の種別、職種別の理解度は表3に示す。

もっと理解を深めたいと思った項目(資料3)についても、有用度とおおむね同様の傾向が認められた。初回判定医は精神保健判定医の業務と責任(31%)、グループディスカッション(鑑定事例)(27%)の割合が多く、我が国における医療観察法の施行状況(5%)の割合が少なかった。初回参与

員では、精神保健参与員の業務と責任 (57%) 精神保健参与員業務演習(54%)の 割合が多く、我が国における医療観察法の 施行状況(8%)の割合が少なかった。

表3 研修種別・職種別理解度 (カッコ内は前年度)

	理解できた	まあま	あまり 理解 できず	理解できず
初回 判定医	60%	34%	6%	0%
	(59%)	(41%)	(0%)	(0%)
初回	67%	33%	0%	0%
参与員	(38%)	(60%)	(2%)	(0%)
継続判定医	77%	21%	2%	0%
	(69%)	(31%)	(0%)	(0%)
継続参与員	64%	33%	3%	0%
	(58%)	(37%)	(5%)	(0%)

継続研修では、判定医、参与員ともに、 初回研修と比べて、「理解を深めたい」と いう回答の割合は少なかった。

5) 養成研修会の今後の進め方等について 養成研修会への要望(自由記載)をまとめ ると、医療観察法医療で出会う症例をもと に、グループワークを行うなど、より実践 的、実務的な内容を求める声が多かった。研 修会で取り扱うべき内容、日程が定められて いる中で、スケジュールのタイトさを指摘す る一方、テーマ間の時間配分の工夫を求める 声も見られた。今年度新たに導入した、「多 職種チーム医療」に関する講義では、「分か りやすい」とする声が見られる一方で、「意 図が伝わりにくい」とする声も見られた。 以下に自由記載の内容を分類し掲載する。

【会場·運営】

時間管理をしっかりして17時までに終了してほしい(2)、適度に休息時間があったので集中して聴講できた、1日目9時からの講義は良くない、近畿地方など会場を増やしてほしい、講義で使用しない冊子は郵送してほしい、受講者名簿を配布してほしい(県内のPSWと連絡をとることもあるため)、冷房が強すぎた、喫煙コーナーは不要、電子機器OFFを徹底してほしい。

【研修内容について】

症例・グループワークなど実践的、実務的な内容がもっとあった方がよい(8)、保護観察所の話は現場で経験のある調整官の方がよい、他の医療観察法初任者研修と内容が近い、今後より深く知りたい・聞きたいテーマ(歴史、本法医療の限界、地域ごとのスーパービジョン体制、m-ECTを含め実際に有用な治療法)。

【多職種チームのロールプレイ】

意図が不明確だった(3)、有用ではなかった(2)、(ロールプレイの背景となる)対象者の対象行為と簡単な病歴、生活歴など事例資料があればよかった(2)、分かりやすかった(2)、質疑の時間がほしかった。

【審判シミュレーション】

良かった・分かりやすかった(5)、(シミュレーションの中での)議論がかみ合っていなかった・提示された鑑定書のレベルも十分だったか疑問、ポイントをテキスト内に明確にしてほしかった、もう少し(内容を)具体的

にしてほしかった。

【グループディスカッション】

資料を読む時間・ディスカッションの時間がもっとほしかった(5)、グループディスカッションは有用だった(4)、事例の情報量が少なかった(2)、グループ間の距離が近く、会話が聞き取りにくかった(2)、司会・書記が決められていてスムーズだった。ファシリテーターがいると良かった、事例の概要説明が良かった、資料は時系列にそってもう少し簡潔に、参与員の立場から意見を言える事例がなかった。

【全体的に】

大変勉強になった(14)、今後もこのような 研修会で良い(5)、スライド・資料が見にくい (5)、プレゼンテーションの技術を向上させ てほしい、早口で聞きとりにくかった、プレ ゼンテーションの技術を向上させてほしい、 研修が長かった、つめ込み感があったので、 もっとゆっくり講義演習を受けたかった、難 しい専門用語・略称の解説が欲しい(2)。

2. 判定事例研究会事例提供

事例1処遇を継続すべきか52条鑑定事例、事例2飲酒下の対象行為の疾病性を考える事例、事例3PTSDとマインドコントロールと診断された事例の計3事例を研究会に提示した。

3. ケースブック用仮想事例作成

平成 29 年度判定事例研究会提供事例を 仮想化しケースブック事例とした。

事例1概要

【対象者】 20歳代、男性

【対象行為】殺人未遂 X年Y月Z日午後4時ごろ、対象者自身が入所中であったグループホーム室内において、同じく入所中であった他患者Aに対し、殺意を持って両手で同人の頸部を締め付けたが、施設の職員に制止され、殺害の目的を遂げなかった。

【既往歴】特記すべきものなし。

【アルコール・薬物使用歴】薬物乱用なし。 飲酒は出来ず、いわゆる下戸である。

【犯罪歴】 万引きで逮捕・検挙されたが、 審判不開始。

【趣味】 音楽鑑賞、携帯ゲーム

【家族歴】 明らかな精神疾患の既往をもつものはない。父親は、家庭内暴力と虐待があり、家庭内暴力・身体心理的虐待を行ったという認識はあるが、現在は反省して変わったと述べている。姉は、成人後父親から謝罪を受けているが、家族と距離を取り独居している。

【生活歴・現病歴】同胞2名のうち、第2子。 乳幼児期の発達に明らかな異常の指摘はな し。小学校時代は地元の野球チームに所属 し活発で社交性もあった。他方、家庭では父 が第1子を主として殴る蹴るなどの暴力を 繰り返し、当人はそれらを目撃しつつ、暴言 は頻繁に受けていたとされる。また第1子 より、「何で自分だけが殴られて、あんたは (殴られない)」という理由で暴力を受けて いた。母親もモラルハラスメントによる暴 言、暴力を継続して受けていた。中学では本 人も父親に口答えをして、暴力を受けてい るが、母親は声を聴きつつも助けに入るこ とが出来なかったという。こうした家庭の 状況と裏腹に、野球部に所属し、友人も多く いた様子であった。この頃、本人が何かを殴 りつけたように手拳を赤く腫らしているの を目撃されるが、母親が本人に事情を聞く とアカギレだと答えるのみであった。

両親は対象者が中学生時に離婚し、対象者のみが母親に引き取られ、母の実家で母方の祖父母と暮らすようになる。高校には通学していたが、部屋に帰るとドアも窓も閉じ、ドアから家族を睨み付けて無言でいることもしばしばであり、部屋の壁はカッターナイフでつけられた傷や刃物が突き立ててあった。学校では問題行為は報告されていない。

高校卒業後、実家を出て一人暮らしを始めるが、工場で就労したが、過剰な緊張による手の震えから継続できず、関連性は不明であるが、万引きで検挙されるが、審判不開始となる。

その後 20 歳ごろから工場で短期就労を 行うが、手の震え、目の攣りで仕事に支障を きたし、実家に戻って生活していた。対象者 自身はずっと人が怖くて仕方がなく「死に たい」と漏らしたら実家に戻されたと述べ る。単身生活の自室はゴミ屋敷のように散 乱していた。23 歳時より障害者年金2級を 受給した。

X年2月頃から、アルバイトをしていたが、知り合いからの紹介で、飛び込みで店主と契約した特別な短時間就労であり、一日の大半は自室で寝て過ごす生活であった。

中学までの本人の語る生育は曖昧で、記憶の欠落を伴う、切れ切れのエピソードのみが語られるが、幼少期から他人と接する際の恐怖があったという。小学校低学年ごろから自分の傍に(外在する人影のようなものとして)「カゲ」という人物の姿を見るようになった。同級生に紹介したことがあるが、「何もいない」と言われた。自身が成

長すると外在していた人物としてのカゲ以外に「イロ」という別個の人物が生じ、頭の中だけに存在するようになった(対象者は、心の中のリビングと言う場所に「中の人」としていると述べる)。

小学校低学年時、当時「遺跡を見つける」 として穴を一人遊びで掘っていたところ、 友人が来て、捨て猫を拾ってきて飼い主の 探索を手伝って欲しいと言われた。そこで 快く返事をしながら、子猫を掘っていた穴 に埋めて殺した。居なくなった子猫が引き 取られたと勘違いした友人が喜ぶのを見て 「馬鹿な子だな、私が殺したのに」と考えた (事実確認は出来ていない)。中学頃、飼って いた小鳥の脚を折り、地面に叩き付けて3 回殺した(母親によれば、実際に殺す場面は 見ていないが、脚が折れた飼鳥は目撃した という)。また、高校時代は部屋の壁を殴る、 頭を打ち付ける、リストカット、刃物を鞄に 入れて持ち歩く、イライラしてナイフを自 室の壁に突き立てるなどの行動が多発して いたが、家族は部屋に入れず、高校での問題 行為の報告はなかった。

21歳頃の精神科病院初診時に「『カゲ・イロ』という人物が私の中にいる」と語り、診断は境界性パーソナリティ障害。X-1年Y-2月まで通院している。大量の薬を処方され、調子が良くない中、この頃からふらりと父親の元を訪ねるようになった。対象者は姉や知り合いに会うためと述べ、母親は金のある父親に小遣いをもらう為だったと述べる。虐待を受けていた父親との関わりは、対象者は「扱い方さえ間違えなければ金はある」といった趣旨を述べる一方、病的に自身の外見が爬虫類のようだと気にしている様子もあった。

この間に、自傷、振戦で総合病院に9日間の入院。リストカットで精神科病院に一日の任意入院、本対象行為の現場となった施設には、X-1年に通所を開始、自傷、母親への切りつけ未遂等で対象行為を起こした入所までを含め、数回の入所や入院歴がある。いずれも10日以下の短期であり、対象行為を引き起こした入所は17日と最も長かった。

【対象行為前の精神状態】X 年 Y-1 月中旬 頃早朝、対象者は、母の寝室へ入り包丁で母 を刺そうとしたが、別人格の「カゲ」が母に 逃げるように叫んで警告を発し、母親は刺 されるのを免れた。同日、本人が対象行為の 現場となった、かかりつけ精神科病院を受 診し、主治医の診察場面で「カゲ」の人格が 出現し、「今日、母を刺そうとした(対象者・ 主人格の名前) が衝動的になったら止めら れない」と述べ、入院となっている。父親以 外の人間が明確な対象者の人格の切り替わ りを実際に診たのはこれが唯一である。数 日で退院後、勤務先を訪ね、「刺させてほし い」と述べた。上司は、左腹にナイフの刃先 を当てる事まで許可し、しかし実際にチク ッと痛みを感じた時点でナイフを取り上げ て止めさせている。対象者は、上司が「刺し たいなら刺してもいい」と言ったのに、実際 すると止められ、言う事とやることが違う と憤りを感じたと述べている。その後、公園 の子供を見て刺したいと思ったが、人の眼 があるので止めたと語る。Y-2月、「刺した い、首を絞めたい」という人を殺すことへの 衝動を語り、同日、上述同病院に受診して医 療保護入院し、数日入院し、その後施設に入 所した。

【対象行為の状況】X年Y月Z日朝、施設の

食堂で朝食を食べ、自室でゲームや LINE を していた。昼食は普段から食べないので、食 べずに自室にいた。午後になって近所の公 園に外出し、帰って自室で横になっている と段々と鼓動が速くなってきて、人を殺し たいという気持ちが出てきて抑え切れなく なった。スタッフに止めてもらおうと考え、 詰所に出向いたが、居合わせた女性スタッ フの後ろから右手を首に当てるようにして、 肩に手を置いた。すると詰所にいた他男性 スタッフに引き離され、「詰所から出ていけ」 と言われ、衝動を止めてほしかったのに出 て行けと言われてイラッとして、自室に向 かった。部屋には被害者 A が 1 人でいた。A が「どうしたの?用があるの?」と尋ねてき たので、「違う、衝動が出てきた」と答えた。 続けてAから「何の?」と聞かれたが、う まく言葉に出来ず、正面から A の首に右手 をおいた。Aは「どうしたの?」と聞いてき たので、一旦手を外した。「何で、そんなこ としたの?」と聞かれ「衝動があるから」と 答えた。人を殺したいと言う衝動が抑えき れず、再度Aの首に両手を当て、「殺しても いい?」と尋ねると A が「いいよ」と答え た。Aの首を両手で力を込めて絞めたが、A は「それくらいじゃ死なないからもっと強 く」と言ってきた。そこで A に「死にたい の?」と尋ねると、「死にたい」と答えたの で、力を込めて絞めていると A は倒れてい き、対象者は A の上に覆いかぶさる形とな った。そこに施設のスタッフが来て、対象者 の背中を引っ張り、Aから引き離した。

【対象行為後の状況】X年Y月Z日、対象者は、対象行為後、入所中の施設が警察署へ通報し、同日より警察に拘留された。刑務所にて、B医師による精神鑑定を受け、B医師は、

対象者は自閉スペクトラム症をベースに発症した統合失調症であると診断した。同年Y+2月Z+19日、検察官検事は、対象者について上記対象行為を行った事及び心神喪失者であることを認め、公訴を提起しない処分とし、医療観察法33条1項の申立てを行った。同日地方裁判所裁判官は、同法34条第1項前段により、鑑定その他医療的観察のため、対象者をC病院に鑑定入院した。

【起訴前嘱託鑑定】 対象者は、広汎性発達障害であって、高校を卒業したころ思春期に統合失調症を発症し、幻聴を体験していたが、その体験を別人格の言葉として受け止めていたと考えられる。本件犯行時及び現在、統合失調症である。本件犯行前に、人を殺したい衝動を覚えて、その衝動に従って行動したと述べていて、自己の衝動を内省し抑制することができず、本件犯行に至ったと推定される。

【医療観察法の鑑定中の治療と精神状態】 鑑定入院当初観察のため隔離を実施したが、 明らかな精神症状や衝動性が認められない ことを確認して、約1時間の病棟内時間開 放を施行した。処方は、バルプロ酸、ベンゾ ジアゼピン系抗不安薬及び睡眠薬を主とし て経過観察された。鑑定期間中に健忘、人格 の交代は認められなかった。自傷や衝動的 な他害行為は見られなかった。幻覚、妄想な どの精神病症状、思考障害、陰性症状を認め ず、挨拶は会話を普通に行い、他患者や病棟 スタッフとも適宜会話していた。鑑定面接 の当初には、拒否や否定を忌避するために 話したくない、これまでも信じてもらえな かったことは話しませんなどの言葉があっ たが、傾聴していると次第に率直な話しぶ りとなっていった。

【医療観察法鑑定 精神現症】鑑定時、意識 は清明で、疎通性は良好で、思考障害を認め ず、的確な返答が出来る。記憶は過去のこと は幼少期に向かうにつれて覚えていないこ とが多く、最近の事でもまだらな記憶であ る。事件の記憶は正確で、対象行為後、鑑定 に至るまでの記憶は正常で、健忘は見られ なかった。気分変動はなく、意欲関心も保た れる。開放時には周囲と適宜交流が出来て おり、明らかな幻覚や感覚障害はない。妄想 や思考障害は認めず、知的水準はウェクス ラー成人知能検査では、総合 IQ76(言語性 67、動作性 91) (起訴前鑑定(鑑定入院-2 ヶ 月) では、総合 IQ81(言語性 83、動作性 82)) であり、知的レベルは境界であった。おとな しく穏やかな態度であり、鑑定入院という 環境下では指示に従っている。病棟の規則 や対応への不満は述べるが、周囲を巻き込 むことや要求がましいことはなく、暴言暴 力や自傷等衝動行為は見られない。また、人 格交代も認めなかった。

【医療観察法鑑定の結果】対象者は、①多 重人格障害(F44.81)、②非社会性パーソナ リティ障害(F60.2)、情緒不安定性パーソ ナリティ障害(F60.3)と診断される精神障 害者である。対象者は「小さいころから人 を殺したい衝動があった」と述べたが、X-1年秋ごろから、人を殺したい衝動にから れ、母や上司を刺そうとしたり、施設スタ ッフの首を絞めたりした。対象行為の日に は、不意に人を殺したい衝動が強くなり、 施設スタッフの首を絞めようとして制止さ れた後、自室で他患者の首を衝動的に絞め ている。対象行為そのものを、対象者自身 (主人格)が記憶しており、認めることが出 来る。善悪の判断はできるが、共感性、社 会性には乏しく、謝罪の念はほとんど見ら れない。衝動性は亢進しており、自分の行 動をコントロールする力は低くなっていた と考えられる。対象者の治療として、①対 象者の人格が変化、成長すること、②解離 (健忘や多重人格)という防衛機制を使わ ず、対人・社会場面で適応できるようにな ることが目標となる。専門性の高い各種ス タッフとの交流の中で、安定した対人関係 を感じ取れる事、治療同盟を構築すること から治療を開始する必要がある。その中 で、対象者の自己評価が高まり、他者や社 会に対する信頼関係を築けるようになり、 自己開示できるように成長していくことが 必要となる。対象者には、身辺自立ができ るようになること、対人・社会スキルを学 ぶこと、葛藤や衝動の生じる状況下で言語 のコントロールができるようになること、 必要時に適切に他者に助けを求めるなどリ スクマネジメントができること、などが必 要とされる。これらには、衝動行為、犯罪 行為を防ぐための心理教育、支持的な精神 療法、認知行動療法的なアプローチと対症 的な薬物療法が有効と考えられる。

解離(健忘・多重人格)への介入は慎重に行うべきと考えられる。対象者の知的レベルは境界知能であるため、学習困難が予測され、また学習したことを場面に応じて使いこなすことも困難であると予想される。また、現時点では他者や社会と安定した関係を結ぶことの困難さ、共感性の乏しさ、衝動性、反社会性などが認められるため、治療のスピードは遅いと予想される。しかし、上記の治療、指導、環境調整を行うことで、一定の治療効果は期待できると考えられる。対象者に、病識や治療の必要性の

認識が乏しく、共感性、社会性の低い現時 点では、対象者の治療には、種々の専門ス タッフが連携できる枠組みが必要であり、 医療観察法による治療という明確な法律的 な枠組みの中で示される環境により、十分 なスタッフと治療戦略をもって専門的な治 療を行う必要があると判断する。

【補充鑑定書の要旨】対象者は多重人格障害と診断されるが、人格が多数に分離しているため、衝動を抑える能力が低下している。よって、複数の他人格を統合し、1つの人格にする治療(または1つの人格システム(主人格+全ての他人格)として共存し、現実に適応する治療)を行うことで、衝動を抑える能力が高まり、今後、同様の行為を起こさず、社会復帰させることができると考えられる。

対象者の治療について

- ① 対象者は、小児期に親からの虐待を受け心的外傷を経験しており、幼少期の対象者の家庭環境下では、自己肯定感を持つこととや他者を信頼し安定した関係を持つことは困難であったと考えられる。まず、精神療法の中で、対象者が自己肯定感を感じられ、他者を信頼できるようになり、安定した対人関係を持つことができるようになることが治療の第一歩となる。治療者患者間の治療同盟が構築され、対象者が自己を表現できるようになることが重要である。
- ② 治療者-患者間に徐々に治療同盟が構築されるにつれ、他人格が出現し、過去の心的外傷、そのことに関する怒り、怨み、不満などが語られると予想される。それぞれの人格がどのような経験や記憶を持ち、どのような役割を担っているかということを理解し、その情報を患者と経験していく

ことになる。どの程度まで他人格を呼び起こし、どの程度まで心的外傷に触れるか、どの程度の自然治癒力を期待するか、ということは、治療者がその都度対象者の状態を診て判断すべきである。1つの人格への統合が難しいことも予測され、その場合は、いくつかの人格が共存し、各人格が役割を持って協調して、1つの人格システムとして現実社会へ適応していくことが目標となる。身体が1つである以上、今後は、患者はどの人格の言動についても、その結果に責任を負わなければならない、ということを治療者は各人格に受け入れさせる必要がある。

③ 1つの人格として対処技術を獲得し、「他害行為を行わず、解離しないで日常生活に適応していく」ことが社会復帰のポイントとなる。

対象者は家事や金銭管理ができないの で、生活スキルを身につける必要がある。 また、対象者には葛藤や衝動の生じる状況 下で言動のコントロールができること、必 要時には他者に助けを求めること、など非 常時のリスクマネジメントができることが 要求される。ストレスの少ない状況では解 離を用いないで日常生活を営みやすいた め、大きなストレスのない環境を作ること も重要である。生活上のストレス要因の排 除(対象者の場合は父との接触を避ける 等)、他の精神疾患の治療(対象者の場合 は、情緒不安定性パーソナリティ、非社会 性パーソナリティ障害、それらに基づく不 安・焦燥・抑うつ・自傷などの行動化、摂 食障害などに対する治療)、必要に応じて 身体疾患の治療、経済的・社会的問題など のマネジメントを行う必要がある。薬物療

法は、抑うつ気分、睡眠障害、フラッシュ バックや不安、パニック、攻撃性などに対 し、対処的に向精神薬を使用する。

B その後の経過① 当初審判

【審判決定】主文 対象者に、医療を受けさせるために入院をさせる。

理由 第2 対象者の精神障害等

1 一件記録によれば、対象者は、同年 Y 月 Z日、人を殺したい衝動に駆られていたとこ ろ、同室にいた被害者を発見したため、被害 者を殺せないかと考え部屋に入ったが、そ の際には、対象者は、殺人は悪いことである という考えもあったことから、葛藤を抱い た状態であったこと、対象者は、病室で被害 者に対し、殺していいかを尋ねたところ被 害者が殺していい旨答えたため、少し驚い たものの、「被害者が了承してくれた」「こん な機会はもう人生でないだろう」などと考 え、両手で被害者の首を絞めるという本件 対象行為に及んだことが認められる。また、 一件記録をはじめ、鑑定人(医療観察法鑑 定)作成の鑑定書及び補充鑑定書によれば、 対象者は、本件対象行為時、多重人格障害と 診断される状態であり、対象者の主人格は、 非社会性パーソナリティ障害及び情緒不安 定性パーソナリティ障害と診断される状態 であって、多重人格障害により人格が多数 に分裂しているため、衝動を抑える能力が 低下していたと認められ、上記の事実関係 に照らせば、対象者は、本件対象行為時、心 神耗弱の状態であったと評価するのが妥当 である。

第3 処遇の理由

1 治療反応性について

鑑定書においては、多重人格障害に対す

る治療反応性が肯定されているところ、同 鑑定書の判断及び意見について疑問をさし はさむ事情は何ら見いだせないので、対象 者については治療反応性が認められるとい うべきである。

2 処遇の必要性及び内容について

- (1) 対象者が、本件対象行為以外にも、X-1 年秋頃からは人を殺したい衝動を抑えきれず、例えば、X年Y-1 月 Z+6 日、母親を包丁で刺そうとするなどしていることといった従前の経過等に照らせば、審判期日において対象者が述べるとおり現在は人を殺したい衝動が消失しているとしても、医療観察法による医療を受けさせなければ、対象者がその精神障害のために社会復帰の妨げとなる同様の行為を行う具体的・現実的な可能性があることは明らかである。
- (2) そうすると、対象者については、対象 行為を行った際の精神障害を改善するため、 医療観察法による医療を受けさせる必要が あるというべきである。そして、鑑定書において示される対象者の多重人格障害に対す る治療は、通院処遇により継続的に行うこ とが困難であることは明らかであることや 対象者の従前の生活状況等に照らせば、処 遇の内容としては、入院処遇が相当である。

B その後の経過②入院処遇決定~転院前 Y+5月、入院当初より、対象者は自身に 多重人格が存在していることは認めるが、 対象行為は人を殺したい衝動によって起こ ったものであり、多重人格とは関係がない と主張した。人を殺したい衝動は、対象行為 後に逮捕された瞬間から生じなくなり、今 後も衝動は起こらないので治療の必要はな く、閉鎖的で制限の多い病棟環境が自身の 状態をますます悪化させると述べ、早期の 退院を要求した。入院後、閉鎖的空間や物品 所持が自由にならないことの不満が強く、 拒否的な言動や水撒き等の衝動行為が見ら れた。スタッフへの暴力を示唆し処遇変更 を求めたが、実際に暴力はなかった。悪夢を 見るために眠りたくないと述べ、患者と消 灯時間を過ぎてもホールで過ごし、生活リ ズムが整わず、睡眠薬の増量を希望した。6 剤のベンゾジアゼピン系抗不安薬及び睡眠 薬、非ベンゾジアゼピン系睡眠薬 2 剤に加 え、クエチアピン 300 mg、プロペリシアジ ン 25 mg、バルプロ酸 800 mgという処方にな った。薬剤増量の危険性を説明しても、「死 んだら死んだでそれでいい」「単に無に帰す こと。たいした問題じゃない。」と返答した。 こうした言動の一方で、他患者と楽しそう に交流し、プログラムは自身で選んで起床 誘導を依頼し、ちぐはぐな面もあった。不満 は述べつつも問題行動なく生活リズムも整 ったため、Y+8月に急性期から回復期に移行 した。

「血を見たい衝動」からプラスチックを割って、割面で自身の手首や頸部や顔面を傷つけ出血させるといった自傷行為が見られたが、人を殺したい衝動とは別物で人を殺したい衝動は今後生じないと主張した。自傷行為の原因は入院処遇への不満であると別人格力ゲ(明確ではない)として母親に電話で述べた。転院が決定した Y+11 月にも手に傷をつけ手袋で隠す行動があった。自殺企図については、Y+7 月には「薬をたくさん飲むと楽になれる気がした」と述べ、自己管理していた市販鼻炎カプセルを大量内服し、Y+9 月には毛布を巻き付けての縊頸行為もあった。

回復期に移行後、生活上の問題や、相談ができないことにストレスが溜まり、イライラを看護師に訴えて反応を観察するような仕草を見せたり、拘束を希望したり、看護師の些細な行動に監視的な雰囲気を感じドア蹴りを行ったりしたため、短期間隔離した。振り返りで反省の弁を述べたが、隔離が解除されないとわかると「前回は1日で出れたのに、出れると思ったから話したのに。」と再び衝動行為に出るといったこともあった

母親への電話においては、対象者の内的世界の変化を、別人格が話す、手紙を書くな

どの行為が継続し、病棟生活上も記憶が抜 け落ちるという訴えがしばしばあり、人格 交代や解離性健忘を生じているとみられた。 悪夢に現れる「XS」という人を殺したい衝動 の強い人格が他人格と一緒に消えると母親 に情報提供後、悪夢や XS の訴えは消失した。 転院時には、わずかながら医療観察法の 入院治療のレールに乗りつつあるようにも 見受けるが、地元で何度も入退院を繰り返 したが問題は解決しておらず、元来疾病性 に問題のあるケースであり、医療観察法に よる入院治療を行うことが適切であるかど うかの疑問は残ったままである。「再他害行 為の防止」に関しては、人を殺したい衝動を 生じるメカニズムの解明やその予防法の確 立が必須であるが、対象者は「人を殺したい 衝動はもう起こらない」と主張するばかり で、深めて考えようとする意志に乏しく、ま た過去に人を殺したい衝動が生じた時の様 子を振り返るように促しても避けようとす る傾向が強く、さらにそういった時には実 際に人格交代や解離性健忘などを生じてい たらしく自身の記憶も定かでないことが多

い様子であり、人を殺したい衝動のメカニ ズムの解明および出現予防対策の確立には 多大な困難が予測される。入院治療にはい ずれ行き詰まりを生じる可能性が高いもの と予想されると総括された。

B その後の経過③転院後~処遇終了まで 1 診断 対象者の病状が、起訴前鑑定書に おいて診断された統合失調症(F20)に該当 するかどうかを検討した。当院入院期間を 通じて、統合失調症の診断を積極的に裏付 けるような病状は見られていない。当院入 院期間中、明らかな別人格の出現は、スタッ フによって観察されていない。入院中にも 何回か健忘を示すエピソードが見られ、心 理検査(DES)にて解離の度合いが高いこ と、生育歴において虐待を受けたことが推 測され、病状として解離が存在すると考え られ、解離性障害 (F44.9) の診断を下すこ とは妥当と考えられる。衝動性の強さ、感情 の不安定さ自体は現象面として繰り返し確 認されている。これらは、対象行為にも明ら かに影響を与えていると考えられ、また、情 緒不安定性パーソナリティ障害(F60.3)の 診断と整合する症状で対象者に情緒不安定 性パーソナリティ障害の診断を付すること は妥当である。また被虐待症候群、愛着障害 の存在、解離性同一性障害の存在を想定し ても症状として矛盾しない。生命の尊厳や 社会規範を尊重する意識の乏しさも顕著で あるが、取り入れ、被暗示性の要素を鑑み、 直ちに非社会性パーソナリティ障害 (F60.2) の診断要件に該当するとの立場は採らなか った。従診断として解離性同一性障害を採 用するとしても、対象行為時の対象者の精 神状態については、人格や記憶の連続性・同

一性は保たれ、物事の是非についての判断 力を保持していたと考えられる。

2 治療反応性 可能な限りの治療反応性 を追求する姿勢で対象者の治療に当った。 対象行為の再発防止を図るためにまず、規 則違反の基準及び行動範囲の物理的構造を 厳格かつ具体的に設定した。Z月の転院入院 後、急性期エリア内のみで過ごしてもらい、 自傷行為、危険行為等が見られる都度、不適 切な行動に対して粛々と具体的規則に基づ く対応を行い、同時に本人の自尊心に働き 掛ける支持的姿勢との均衡を図りつつ、薬 剤調整し必要最小限の行動制限と面接等の 対応を図った。Z+1月に一旦、病状評価のた め、観察密度を保持しつつ、所持品や行動範 囲を大幅に拡大し、居室を移動したところ、 同月下旬から Z+2 月上旬にかけて患者との 性的逸脱行動が複数回あり、不適切な行動 をしないことや社会的ルールを守ることの 重要性を説く等の面接を経て、居室を急性 期エリアに戻した。対象者は、直後に自室の 窓に靴紐をかけて縊首を図った。直前まで 他患とトランプに興じるなど明らかな不 調・不穏の兆しは認め難かった。本人は処遇 についての不満を募らせ、「医療への復讐」 であったことを語り、「試しにやってみたが 何も得られなかった」と述懐した。対象者 は、逸脱行為に際し他者を巻き込むので、他 患への影響が大きく、他患の療養環境確保 の意味からも、本人の安全重視の観点から も厳重な監視と行動制限を継続せざるを得 ない状況となり、病院やスタッフに対する 陰性感情を増大させた。

ここで着目されたのは、対象者の書面に おける表現の豊かさであった。話法におい てあまりに貧困であった対象者の表現は書

面においては全く異なる様相を示し、また 書面においては字体や文体の明らかな違い から、対象者の内的世界が多重人格的であ る様相も見て取れた。明らかに対象者は自 らの生きづらさや違和感といった心理課題 を投影する形で読書しており、その理解は 対象者の詩的・芸術的感性の高さを示した。 そうしたナラティブの共有により、行動制 限の意味付けをし直す中で、書面を通じて 対象者との Shared Decison Making が徐々 に形成された。主治医は、対象者が持ち込ん だ蔵書のうち本人が重要視するものを全て 読み、把握し、鑑定や情報を再整理し、母親 との手紙のやり取りを通じ、対象者の理解 の深化に努め、対象者の述懐する別人格の 存在を受容しながら、その中に境界を設け るように解釈を新たに作り出す工夫を行っ た。対象者に存在する被暗示性を管理対象 としてではなく、ストレングスとして扱い、 治療の進展に正に寄与するものとして捉え 直した。

更に、改めて被虐待のサバイバーとして 対象者を捉え直し、母子関係において母親 の DV サバイバーとしての治療も同時進行 で開始し、母子関係からの間接的な治療影 響を統御し、実際の支援関係を含んだ安全 な場の構築を具体的な戦略の元に行った。 徐々に対象者の治療参加は自発的かつ積極 的なものへと変化し、以前より行っていた リラクゼーションは安全感の醸成に、スト レッチは気分改善のための身体介入にと、 本来の治療効果を発揮するようになった。

対象者は故意に近視を放置したが、これは相手の表情に対する過敏性への対処であり、対象者が周囲状況への配慮に欠け、想像をしようとしないことの原因の一部である

ことがわかった。トラウマによる回避が対 人配慮の欠如に見えている可能性が示され た。

対象者は、過去に単身生活をしていたが、 掃除や洗濯、家賃や光熱費の支払いを含め て実質的には母親がサポートし続けており、 一定の生活支援が継続されなければ単身生 活は困難であると考えられていた。しかし 回復後の査定では個々の ADL 能力は高く、 回復に従って自力での ADL の維持は可能に なる可能性がある。

精神療法も進み、対象者は確定した自己 として環境・他者に関わる事の不安を改め て表明し、漸く自らのトラウマや対人関係 特性や愛着の問題を直接現実との間で扱う 準備ができた。今後、解離性同一性障害とい う表現型をなしていたが故に幼弱なまま放 置されていた心理的課題、生活課題を、安全 かつ安心な理解環境を保持し治療継続する 必要がある。

これまで母子ばらばらに行ってきた治療 過程を、相互に開示する治療を行った。対象 者には軽度ではあるが発達上の特性がある ものと思われ、母親の治療過程の透明化お よび理解こそが、対象者が今後母親を安全 な場所として認識するにあたって必要な過 程であると考えた。対象者に記憶がないま まに電話で母に別人格が話していた事を精 神療法の場で開示し、話し合うことを本人 に向け行った。母に別人格が主人格には電 話内容を言うなと口止めすることは、母子 関係を複雑にし、母の覚悟のない煮えきれ ない態度を対象者なりに攻撃的に試してい たようなところがある。この点を敢えて両 者の前で開示し、母子ともに「相手ではなく 自分が何をしたいのか」を直接話し合うこ

との必要性を心理教育し、本人には「約束を 守られなかった別人格の気持ちの統合」と いう新たな課題を提示した。

対象者に心理的な虐待を原因とした幼少 期の外傷体験が存在することを考えると、 表面的には心理的な支援者となり得ている 様に見える母親が、対象者の無意識下の心 理において、虐待の場面においては対象者 を「見殺し」にした存在として意味付けされ ている可能性がある。対象者は虚無感や寂 しさ、トラウマの再現としてのやり直しへ の希求から現在も母親との接触を求めるが、 日常的な母親の関わりが対象者の人生の回 復にとって真に安全で有効なものにするに は母親の治療を同時に行うと共に、母親と いう人間の理解を対象者が進めていけるこ とが不可欠である。対象者は、情緒不安定性 パーソナリティ障害を有していると判断さ れ、衝動性の緩和や睡眠の確保を目的とし た精神科治療薬の処方などのために精神科 医療との関わりを必要とするものと考えら れる。上記治療構造を理解し、実践するため には特別な技能は必要ないが、personality 障害の治療経験が豊富な医師が望ましい。 また、トラウマや発達特性、愛着障害からの 回復に関して理解があることが望ましい。

3 社会復帰阻害要因

対象者は、以前のように、興奮や行動化せず、治療課題を「記憶がないなりに考える・受け止める」と表明し、人格統合と本人課題の裏にある自己理解・内省が進んだ。以上により、現時点で通常精神医療の中で、現実生活課題に即して行われるべき範囲・段階の課題になりつつあるといえる。

父親は健在だが、家族への暴力や暴言を 繰り返し対象者に大きな外傷体験を生じさ せた張本人であり、支援者としては相応し くない。

B その後の経過④52条鑑定の実施および 処遇終了後

Y+19月~Y+21月の期間、処遇終了に際しての審判のため、医療観察法第52条に基づく、再鑑定が施行された。

【52条鑑定結果】鑑定主文

(1)対象者の現時点における精神障害の 有無及び内容

対象者は、①多重人格障害(F44.81)② 情緒不安定性パーソナリティ障害(F60.3) と診断される精神障害者である。

(2) 医療観察法による医療を行うことに より、その精神症状の改善が見込まれるか

対象者の罹患している精神障害は治療可能性がある。現在は医療観察法入院治療が継続されているところである。

①については解離症状の出現場面は母親への手紙と電話に限られている。また、事件当時は人格交代が見られず、主人格の犯行であった。

②は人格そのものであり、人を殺したい衝動など精神症状を伴う場合は治療すべきであるが、必ずしも医療観察法による医療が適切とは言えない。対象行為時は自身で制御できない衝動性や焦燥感が認められ、②を基盤にした精神症状であったと考えられる。現在は、医観法入院によって、一定の治療効果が得られており、すでに人を殺したい衝動は消失している。

(3) 再行為の可能性

医観法入院導入時は、その精神障害のために対象行為と同様の行為を行う可能性はあったが、人を殺したい衝動が消失した現

在は、今後同法による治療を続ける必要性は低下している。①、②については、現在も完全な改善は得られていないが、現在は善悪の判断力は保たれている。また人を殺したい衝動の再燃時の対応も一定の効果が見込まれている。

(4) その他参考意見

起訴前嘱託鑑定では統合失調症と診断さ れた。そこで医療観察法入院時には統合失 調症を除外診断するため、抗精神病薬の減 薬・中止を試み、幻覚・妄想の発現を観察し たが、幻覚・妄想は見られなかった。①につ いては解離人格を体外に感じることがあり、 統合失調症と誤診されることがある。鑑定 でも解離症状である「中の人の声」が精神病 状態と判断されたことから統合失調症を診 断されたものと思われる。その後の経過を 見れば解離症状であったことは明らかであ り、統合失調症は否定される。②について は、予測不能な行動に治療者側も忍耐強い 対応を強いられる。自傷行為を観察・予防し なければならない治療環境では行動制限は やむを得ないが、ストレス耐性の弱い対象 者には逆に衝動性を悪化させる結果となり、 長く膠着状態が続いていた。しかしながら、 主治医・スタッフの忍耐強い努力にこたえ るように、対象者も徐々に適応を見せるよ うになっている。

この機会を活かして今後は、医観法入院 という強制的な治療の枠組みではなく、本 人に責任を持たせ、自己判断で治療をすす めることのできる環境が望ましいと考えら れる。ただし変動を見せるのが②の特徴で もあり、自傷行為の完全な防止は難しい。治 療の枠組みの変更にはこれまで通りの慎重 な配慮を期待したい。 その後、対象者は治療の引き継ぎを行った、帰住地である母親の実家が所属する地域の精神科病院に1か月に1回の受診を継続している。対人的な関わりづらさ、しんどさ、こわさが話の診察の主題となっており、課題に対して向き合っている様子である。母親に対しての支援体制として、警察、保健所等の相談体制は構築済みであったが、実際に問題行為や相談は生じていない。

C 論点 (コメント)

論点の整理 (コメント)

1. 人を殺したい衝動をどう考えるか

対象者は、対象行為直前に近所の公園に 外出し、帰ってきて自室で横になっている と段々と鼓動が速くなり、人を殺したい気 持ちが抑えきれなくなり、スタッフに止め てもらおうと考え、女性スタッフの後ろか ら首に右手を当てる様にして、肩に手を置 いたところ、男性スタッフに引き離され、詰 所から出て行くように言われた。衝動を止 めて欲しかったのに出て行けと言われて、 対象者は、イラっとして、部屋に向かい、被 害者の首に右手をおいた。何でそんなこと したのと尋ねられ、衝動があるからと答え ており、スタッフに出て行けと言われイラ っとして行った対象行為である。情緒不安 定なパーソナリティに基づく対象行為と考 えられ、対象行為は、幻覚妄想や解離症状に 基づくものではない。

対象者が解離症状を出すのは、母親の前である。対象者は、無意識下で、母親を、虐待場面で対象者を見殺しにした存在と考えている可能性がある。異常行動を出さないと母親に振り向いてもらえないと対象者が考え、その延長上で、人を殺したい衝動が出

現したと考えられる。また、対象者は、虚無 感や寂しさ、トラウマの再現としてのやり 直しへの希求から対象者は母親との接触を 求めるが、日常的な母親のかかわりが対象 者の人生の回復にとって真に安全で有効な ものにするためには、母親の治療を同時に 行い、母親という人間の理解を対象者が進 めることが不可欠である。

2. 疾病性について 安田教授のコメント 心神喪失または耗弱の原因となった精神障 害が現在も続いているなら疾病性はある。 完全責任なら疾病性はない。多重人格につ いて、人格が多数に分裂しているため、衝動 を抑える能力が低下し、心神耗弱と審判で 認定しているが、珍しい認定である。

事例2の概要

【対象者】50歳代、男性

【対象行為】放火(自宅全焼)

【既往歴】22 歳 右上腕骨骨折 24 歳 腰痛症

【アルコール・薬物使用歴】飲酒:20歳より飲酒開始。(後述)喫煙:10~20本/日シンナー・違法薬物等の使用歴なし。

【犯罪歴】窃盗 (スーパーで缶チューハイを万引きした)

【家族歴】精神疾患や問題飲酒などの家族 歴なし

父: 70歳代後半 土建業に従事。60歳で 腰痛のため離職。

母: 70歳代後半 主婦。64歳までパート 勤務。

弟:対象者の5歳下。会社員をして別居だ が、対象行為時は帰省していた。

【生活歴・現病歴】発達発育の異常なし。 地元小・中学校に通学。手のかからない子

供で、成績は中の上だった。少数ながら友 人はおり、たまに一緒に遊びにでかけるこ とがあった。中学は全員が部活動に参加す ることになっていたが、運動部は練習がき つく人間関係がわずらわしいため、文化系 クラブに入った。活動は少なく、月に1回 程度だった。高校ではよく勉強し、成績は クラスで1番になることもあった。専門学 校に進学し資格を取得。20歳時、地元で 就職した。就職後、まもなく、家を出たい と主張。まずは貯金をするよう両親がたし なめたが聞き入れず、母親が敷金礼金など の初期費用を肩代わりし、単身生活を開始 した。23歳時、勤務中に転倒し右上腕骨 骨折し3か月の休職後、復職したが、その 際に、同僚から「休んでも給料がもらえて いいね」と言われてむなしくなり、リスト カットを繰り返した。このころから、毎日 寝酒として、ビールや酎ハイを 2,3 缶飲 むようになった。25歳で退職し、以降 は、職を転々とした。28歳時、家賃滞納 が発覚。父親がアパートを解約させ、実家 に戻った。このころより、交際相手と連日 飲酒して酩酊状態で帰宅し、母親がたしな めると、声を荒げて攻撃的・反抗的な態度 をとるようになった。本人は一人暮らしを したいと主張し続けたが、就労が続かず、 経済的に独立は不可能で、みかねた親族か ら縁談を紹介され、30歳より同棲した。 男女の関係にはならず、同棲のストレスか ら、さらに飲酒量が増え、多い時には4リ ットルの焼酎を2日で空けることがあっ た。31歳時、アルコール離脱けいれん発 作で救急搬送され、アルコール依存症の診 断で精神科病院に転入院した。これを契機 に、同棲を止め、実家に戻った。以降は就

労しても、数日~数週間のみで離職。40 歳より、世帯で生活保護を受給開始した。 精神科病院への通院は継続し、数か月断酒 することもあったが、父親の酒を隠れ飲み して水を足してごまかす、歩いて通院し、 浮かせた交通費で酒を買う、酒を万引きす るなどにより、たびたび飲酒していた。4 0歳代前半、連続飲酒で失禁したことを契 機に解毒のため入院。入院中に、断酒会、 デイケアなどを紹介されたが、人間関係の ストレスで逆効果になると言い、退院後は 参加しなかった。40歳代前半睡眠薬を2 週間分服薬し、救急搬送された。本人は、 ゆっくり眠りたかっただけ、と述べ、希死 念慮は否定し、2日間で退院した40歳 時、酒の万引き、仕事が見つからないこと を理由に任意入院した。40歳代前半歳時 には、著しいやせを来たし、酒を飲むと自 己嫌悪になり食事が食べられなくなるとの 本人の訴えで任意入院した。入院中に抗酒 剤が処方されたが、吐き気を理由に中断し た。50歳後半ごろ、ソーシャルワーカー の勧めでデイサービスのボランティアを始 めたが、腰痛を理由に休みがちとなり、半 年で辞めた。月1回の外来通院は継続し、 本人から不眠や腰痛の訴えで睡眠薬や鎮痛 薬の屯用での処方の希望があるのみだっ た。

【対象行為前の状況】対象行為の半年前から、作業所通所を開始し、月に数百円~数千円の工賃を得るようになった。本人は、「自分で稼いだ金だから好きなように使う」と公言し、工賃を得ると缶チューハイ等を買ってきて、自宅で飲むようになった。母親がとがめると、 不機嫌になり母親を無視する、死ぬと言って家を飛び出

し、飲酒しながら帰宅する、家族と食事を とることを拒むなどした。母親が酒を取り 上げて大ゲンカになり、母親の目の前でリ ストカットすることもあった。対象行為の 1か月前からは、腰痛や微熱、全身倦怠感 などの体調不良を訴え、欠勤や早退が増 え、自室で引きこもりがちとなった。作業 所スタッフには、母親が認知症になり、自 分が家事をしなければいけないので負担だ と話していた。

【対象行為当時の精神状態】対象行為の2 日前、作業所からの帰宅途中にコンビニで 缶チューハイを4本買い、夕方から自宅で 飲んだ。翌日は昼ごろに起床し、冷蔵庫か ら缶チューハイを取り出したところを母親 に注意され、母親に怒鳴り散らし、自室に ひきこもってリストカットした。ノートに は「ダメだ。あいつら殺して私も死ぬしか ない」との殴り書きをしていた。

対象行為当日、缶チューハイ1本 (500ml)を飲みながら、テレビをみていた。父親は同じ部屋で新聞を読み、母親は食卓の片づけをしていた。7時50分、自室布団にライターで火をつけ、火に気付いた母親親の悲鳴をあげ「消防車を呼ばなきゃ」と言うと、両親を振りほどいて、自ら119番通報し、「火を点けました」と述べ、住所は正確に述べたが、家族か尋ねられても無言であった。その後、包丁で自分を刺そうとして親と弟に制止された。

【対象行為後の状況】消防隊とともに臨場した警察官に声かけされると、警察官を見てすぐに閉眼し無反応になり、繰り返しの問いかけで、「誰?」「知らない人がいた」「今はいなくなった」と述べ、対象行為の理由には答えず、通報理由は、「知ら

ない人に110番するように言われたから」と答えた。対象者のポケットからは、「ダメだわ。あいつら殺して自分も死ぬしかない」「憎しみしかない」というメモが見つかった。酒臭やふらつきはなく、逮捕後3時間の飲酒検知では、呼気アルコール濃度は0.15mg/1(酒気帯び)、受け答えは落ち着いていた。警察署では、「家に知らない男の人が座っていて、その人に火を点けたって110番して言えといわれた」「両親とは喧嘩もしていないので刺した理由は思い当たらない」と冷静に陳述した。発見されたメモについては、「言いたくない」「メモの内容と事件の関連はない」と述べた。

対象行為後に起訴前嘱託鑑定実施し、アルコール依存症と、犯行前後の記憶をほとんど健忘しており、意識障害下の犯行であり、少量の飲酒で病的酩酊に至ったので、放火するほど家族との軋轢はなく、飲酒を監視されていた不満があったとしても計画的な行動とは考えられず、心神喪失状態であるとの判断で、不起訴処分になり、医療観察法の申し立てがされた。

【医療観察法鑑定】《理学所見》身長 168cm 体重52kg 特記事項なし。《検査 所見》血液検査、尿検査、心電図検査の異 常なし 頭部CT:ごく軽度の前頭葉、小脳 の萎縮を認める。《鑑定中の服薬》ニトラ ゼパム5mg + レボメプロマジン25mg 1×就 ボルタレン25mg 1日3回 《行動・精神状態》入院当初より礼節保た れ、一般病床に移床後も変化なし。作業療 法に受動的に参加し、他の患者とも談笑し ている。対象行為については「全く記憶が なく、原因はわからない」「両親との関係 は悪くなかったし、死にたい気持ちもなかった。お酒のせいでおかしくなってたんだと思う」「親兄弟には申し訳ないと思う」と述べた。活気はなく、今後の自身の処遇がわからないのが不安だと述べた。

≪鑑定中の状態≫自身の病名は、「アルコール依存症」と述べた。飲酒欲求は、入院後は全くないが、ストレスがあると飲んでしまうかもしれないから通院は続ける、と話した。飲酒テストのために、缶チューハイを手渡されると、「いつも寝る時か、体が痛くて辛い時に飲むので、今は飲む気になれません」と嫌がり、数口飲んで、「これ以上飲めません」と涙を流して拒否した。家族との面会の意思を確認すると「留置所にいるときに謝っている」「迷惑をかけたから向こうも会いたくないと思う」と希望しなかった。

【心理検査所見】 ≪WAIS‐Ⅲ≫・全検査 IQ=86 言語性IQ=93 動作性IQ=76 知的機能は平均の下。言語理解は平均的 で、一般常識や基本的なルールの理解は良 好。処理速度が平均より低く、質問を何度 か聞き直す、作業を指さしながら行うなど 聴覚的な記憶の弱さや、固執性を認める が、日常生活に支障のあるほどではない。 ≪PFスタディ≫欲求不満場面での対応は常 識的だが、原因を他責的に受け止め攻撃的 になりやすく、自責の念は乏しい。自己主 張や自己弁護をせず、相手が問題を解決す ることを求めがち。≪SCT≫模範的で端的 な表現が目立つ。事件に対する後悔、自己 評価の低さ、希望の乏しさを示す記載もあ る。「(もう一度やり直せるなら)事件を 起こさないようにしたいです」「(私の失 敗は)たくさんあります」「(私の野望

は)特にありません」

≪その他≫心理士に「小学生のころ、給食を残して叱られた同級生をかばって、逆に自分が担任から目をつけられた」とのエピソードを語り、「先生と呼ばれる人は皆怖いと感じてうまく話せない」「このことは鑑定医には言わないでほしい」と述べた。

【医療観察法鑑定 意見】≪診断≫①アルコール依存症 ②アルコールによる残遺性および遅発性精神障害(以降「アルコール残遺性障害」)③病的酩酊

短大卒にも関わらず、IQが平均の下。質問を聞き返すなどもある。知能低下や認知障害が想定される。飲酒を注意されて激高する、仕事が続かず引きこもりがちになるなど、情動不安定さや性格変化を認める。対象行為時、飲酒量は少ないが、理由もなく両親を包丁で刺し、知らない人が刺したとの錯覚を生じ、その後健忘をきたした。病的酩酊による意識障害による犯行である。

現在、病的酩酊はないが、アルコール依存症のため再飲酒の可能性は高く、飲酒すれば病的酩酊を生じる可能性がある。アルコール残遺性障害のため、退院して社会に戻れば、問題行動を起こす可能性が高い。アルコール依存症の治療は、生涯にわたる断酒が必要で、そのために、薬物療法や、個人精神療法、断酒会などのグループ療法への参加が有効である。両親は、対象者との同居は怖いと述べ、対象者も家族と距離を置くむね述べている。単身生活になれば飲酒に走る恐れがある。

【生活環境調査報告書 意見】これまで精神科医療を受けていたが、自らアルコール依存症の問題に直面せず、入院中に体験した自助グループ等も中断しており、治療の

必要性の認識は不十分である。本人はアル コールの摂取量や頻度が普通の人と違って いる、一生付き合う病気であるとの認識は あり、いままで知識を学習したことがない から、納得するまでしっかり学びたいと述 べ、病識は不十分ながら、疾病に向き合う 意思を示している。自助グループや相談支 援機関を利用する必要があるとも述べてい る。審判前のカンファランスで、本人の診 断についてアルコール依存症と聴取してお り、医療観察法の疾病性には該当しないと 解釈できる。現時点で住居は決まっていな いが、不処遇決定となった場合には、鑑定 入院医療機関で一時的に精神保健福祉法に よる入院を行い、住居や医療機関の選定を 行うことは可能である。

B その後の経過

【当初審判の結果】入院処遇決定

≪疾病性≫対象者は、アルコール依存症 と、程度は軽いがアルコール残遺性障害に 罹患している。対象行為直前に飲酒し、対 象行為時の記憶が全くなく、犯行動機が不 明である。アルコール依存症とアルコール 残遺性障害が基盤にある状態で飲酒して病 的アルコール中毒に陥り、対象行為に及ん だと考えられる。対象行為時は心神喪失の 状態にあったと考えられる。希死念慮をう かがわせる内容のメモを残しているが、起 訴前簡易鑑定、医療観察法鑑定を通じて希 死念慮の表出はなく、審判時も希死念慮の 存在を否定しており、希死念慮が対象行為 に大きな影響を与えたとは考えにくい。現 在は、飲酒をしていないため病的アルコー ル中毒の状態にはないが、社会に戻ればア ルコール残遺性障害による問題行動を起こ

す可能性が高く、飲酒により病的アルコール中毒をきたし、他害行為を起こすおそれが十分にある。

≪治療反応性≫アルコール依存症は生涯の 断酒が必要であり、アルコール依存症に精 通した医療機関で、薬物療法や個人精神療 法、断酒会などのグループ療法を行うこと で断酒に成功する患者が多い。したがって 治療反応性を認める。

≪社会復帰要因≫両親は対象者との同居を 拒否しており、兄弟も対象者と同居できる 状況にない。他にキーパーソンとなりうる 者はなく、対象者の居住先は決まっておら ず、周囲の見守りや支援体制は未定であ る。通院による医療の確保は困難である。

【入院後の経過】入院当初は適応的にふる まい、物質使用障害治療プログラム等に積 極的に参加した。他の対象者ともそつなく 交流した。精神病症状や明らかな気分変 動、認知機能障害等は認めなかった。入院 10日目に、腰痛、握力低下、対人ストレス 等を理由に、自室での食事摂取や、頓服薬 の自己管理を希望し、希望がかなわない と、「相談しても意味がない」と、突然態 度を翻し、スタッフを無視する、ふてくさ れた対応をするなどした。数日後には態度 を軟化させ「スタッフがどういう態度をと るか試した」と述べた。入院1か月後、担 当多職種チーム面接で、主治医から本人に 対して、アルコール残遺性障害の診断は否 定的で、アルコール依存症の単独診断で は、疾病性がなく、早期に退院となる可能 性があることを説明。退院時に困らないよ う、治療と調整を急いで行うこと、アルコ ール依存、身体化、受動攻撃性は、不適切 なストレス対処であり、適切な対処技能の

獲得が治療課題であることを伝えた。本人 は「1年半と聞いていたから、不安だけ ど、退院が早いのはうれしい」と述べ、セ ルフモニタリングやクライシスプランの作 成には協力的に応じた。入院2か月ごろよ り、急激な体重減少を認め、一部のスタッ フには、今後の処遇に対する不安や、過去 の対人関係の傷つき、幼少期からの絶望感 などを打ち明け、ストレスで痩せてしまう と述べた。他方、特定の対象者やスタッフ には辛辣にふるまい、病棟規則のささいな 逸脱を繰り返す、手足を壁にぶつけて自傷 するなどの行動を認めた。入院4か月ご ろ、外泊訓練の費用と偽って、両親に過剰 の送金を依頼し、菓子等を購入して過食嘔 吐していたことが発覚。盗食も発覚した。 これらへの介入を機に、スタッフに対して 拒絶的となり、検温や集団プログラムな ど、最低限の介入には応じ、社会復帰調整 官の面接にも応じるもの、担当多職種チー ムとの話し合いには応じず、治療計画や具 体的な退院調整等の話し合いができない状 態となった。入院5か月、処遇終了を前提 に退院申立を行った。申立ての趣旨は、下 記の通り。「診断は、特定不能のパーソナ リティ障害(境界性・受動攻撃性・反社会 性の特徴を有する)とアルコール依存症で ある」「自身の葛藤に対して、受動攻撃的 行動、身体化、虚言、アルコール乱用など で、社会的な責任を放棄する傾向がある。 医療観察法対象となりうる疾病性は認めな い」その後も本人の拒否的態度は持続し、 病棟規則の不遵守を繰り返すなどしたた め、外出泊による地域調整が安全管理上不 可能になった。他方、通院医療機関から は、外泊による模擬受診やデイケアの体験 利用をしてほしいとの希望があり、合議体 から病院に、「退院先の医療機関の意向に 沿う調整を模索するように」との指示あ り。審判期日で、合議体から本人に「重大 事件を起こしたことを自覚し、スタッフと の約束を守り、治療に取り組むように」と 指導があった。決定がすぐに出なかったこ とから、本人はこのままでは退院できない かもしれないとの不安を訴え、外出を希望 した。そのため、あらためて外出許可のた めに治療参加や規範遵守、体力維持が必要 であることを本人に確認、達成度を評価し た上で外出を再開した。地域の関係者とは スカイプで情報共有を行い、最終的には、 帰住地に外出してCPA会議を実施し、その まま現地で処遇終了決定となった。

C 論点の整理(コメント)

①アルコール依存症に伴う行動障害に対する精神医学的評価、責任能力の評価、医療 観察法の疾病性の評価をどのように行うべ きか

対象行為時の心神喪失・心神耗弱の原因 が病的アルコール中毒であり、審判時の診 断がアルコール依存症のみの場合には、医 療観察法の疾病性の要件を満たさない。ま た、パーソナリティ障害のみを有する者 は、完全な責任能力を有するとされ、医療 観察法の対象ではない。アルコール依存症 の長期罹患に伴う、認知機能障害や人格変 化について、残遺性・遅発性精神障害と診 断する際には、責任能力への影響の程度に ついて、慎重に検討する必要がある。

この事例では、入院後の生活状況や精神状態、従前の生活状況を確認し、残遺性・遅発性精神障害を否定し、主診断をパーソナ

リティ障害、従診断をアルコール依存症と 判断、医療観察法の疾病性を否定した。 ②アルコール依存症に行動障害を伴う者に 対して、医療、司法、保健・福祉が果たす べき役割は何か

手厚く高度な医療を提供するとされる医 療観察法病棟にも限界がある。最近では、 治療的司法の文脈で、罪を犯した者に対し て、刑罰では解決できない原因・問題に対 して、科学的な治験に基づく治療法や介入 で、心理的・社会的問題の解決・改善を図 り、再犯を防止し、社会復帰を支援する取 り組みが、薬物依存症者の刑の一部執行猶 予等で実践されている。他方、依存症治療 は、任意の治療という側面が重要である。 また、パーソナリティ障害は、当事者参加 を起訴とする回復モデル・医療福祉モデル では、対人操作性を増し、処遇困難を増悪 させることがあり、むしろ明確な構造化を 有する矯正処遇が適している。この事例で は、対象者に対して、アルコール乱用等 が、不適切なストレス対処として生じてい る旨の心理教育を行い、医療観察法終了後 の医療継続や断酒を含む健康的な生活の動 機付けを図ったが、その過程でパーソナリ ティ障害に基づく不適応が生じ、医療観察 法の治療効果が発揮できない状況に陥っ た。この事例では、通院予定の医療機関の 協力や、審判期日での合議体からの説諭等 により、本人が態度を軟化させ、地域生活 に移行することができた。しかしながら、 一般に、このような状態で、通院先や住居 の確保を行うことは困難で、長期の社会的 入院に陥る可能性がある。処遇決定の際に は、これらを踏まえて、不処遇、却下も含 めて慎重な検討が望まれる。

事例3概略

【基本情報】

【対象者】30代 男性A

【対象行為】放火:対象者は、Bと共謀の上、D方において、被害者Dの居住する木造家屋の勝手口に灯油をまき、ライターで火をつけ、Dの居住する家屋を焼損したものである。

【飲酒歴・薬物歴等】 なし。飲酒しない。

【犯罪歴】なし。

【既往歴】特になし。

【家族歴】母方親戚に高齢で自死した者と 精神科病院に長期入院中の者あり。両親、 兄弟とも特に信仰しているものはない。

【生活歴】2名同胞中第1子長男。周産期異常なく発育発達に異常を指摘されたことはない。自営業を営む両親のもとで養育された。幼少の頃は、離婚し戻ってきた父方叔母が、対象者の家族と共に生活していた。家業で多忙であり、なおかつ、年子で兄弟が生まれ、両親とも対象者にあまり手をかけられなかった分、同居した父方叔母が母代りの存在であった。

幼稚園に入園するが、人見知りが強く泣いてばかりおり、緊張のため行事に参加できず、親しい友達もできなかった。小学校に入学後も内気で人見知りが強かったが、学校では唯一できた同級生の友人を頼りにし、学校以外では活発で積極的な兄弟と行動をいつも共にしていた。ささいなことも自分で決められず、兄弟やその友人の決断にゆだねたり真似したりするなど依存的であった。成績は普通であったが、偏食がひどく小さくやせていた。学校から帰ると、誰に言わ

れるでもなく、家業の手伝いを率先してや っていた。中学校では、人に会うと顔が真っ 赤になり買い物に出かけるのも嫌になる時 期があり、より対人緊張は強くなったが「真 面目で正直」「我慢強い根性もの」「従順で 人に反発することがない」「人を信じて疑わ ない」と評され、不登校はなかった。高校で は厳しい部活動に入部し、顧問に叱咤激励 されたが、熱心に練習に打ち込み、充実して いた。高校卒業時より公務員を志し、専門学 校に通い、19歳時に公務員試験に合格し、市 役所で事務職員として勤務し、激務で知ら れていた部門に配属された。配属当初から 勤務に不安があったが、市民への対応で、身 体的にも精神的にも強く疲弊した。勤務3 年目頃より、激しい頭痛で勤務中に救急搬 送される、時間感覚がわからなくなる、通勤 路が判らなくなるなど不調をきたし、睡眠 はとれず、食思は不良となり、無断欠勤を繰 り返すようになった。

その頃友人の紹介で、霊能力者を自称するCと知り合い、Cに「業」を行ってもらうことにより、急激に体が軽くなったと実感し、「先生(C)とお話しすることが支え」と、Cの霊的な力を信じ、度々相談するようになった。その後一旦は市役所に復帰するが、勤務の傍ら、休日にはCの事業を無償で手伝うようになり、その一年後には心配する両親の反対を押し切り、市役所を退職しCのもとで働くようになった。

その後は、営業販売部門を担当し、厳しい ノルマをこなすため、家族や親戚、元同僚人 などに突然電話し、営業活動をして、居眠り 運転から追突事故を起こし5か月入院治療 を受けた。対象者は「大きな事故だったのに 命が助かったのはCのおかげ。命の恩人」と ますます崇拝するようになった。その頃、「神様と先生とおばあちゃんに仕えます」「反発しない」「正直」等、隙間なく書かれたノートや「一生懸命仕事をします」「ノルマを達成できなければ自害します」などの誓約書のようなものが多数見つかり、家族はますます心配したが、対象者は家族の言うことを聞くことはなかった。

20代後半からは、Cが事業を拡大し、対象 者は従業員とともに、経理などの重要な業 務を任されるようになり、嬉しくもあった が不安やプレッシャーを感じていた。その ため、Cが「業」と称する修行に、それまで 以上に打ち込むようになった。対象者は「業」 について、決死の覚悟で決めたことを遂行 することで精神のクラスが上がり、一方で 「業」を落とせば、「ばち」があたり、Cの 側や会社にいられなくなると信じ、「過酷で 尋常じゃなく辛い」業を毎日行っていた。業 の内容は、専務と10時間ミーティングし自 分の悪いところを振り返り、1日唱え続け、 寝食も忘れていた。営業の合間に温泉に立 ち寄ったのをCにとがめられ、対象行為まで 10年以上湯をためて入浴しなかった。

30代前半には、本対象行為の被害者であるDが、定職を辞めてCのもとで働くようになり、Dは些細なことで興奮し怒鳴るなどみられ、徐々に大声で叫ぶ、包丁を持ち出し壁などに突き刺し脅迫する様子が見られるようになった。対象者は、当初はそのようなDに対し注意していたが、そのことでDから暴力を振るわれるようになり、熱湯をかけられやけどを負う、体を何度も殴られ痛みで呼吸が浅くしかできないほどになることもあったが、恐怖で何も言い返せなくなっていった。

Dの入社により、Cと徐々に距離ができたと感じるようになり、それを「自分が業を落とすため」と考え、Cのそばや会社にいたい一心で、ますます業に没頭するようになった。日中は仕事をこなし、夕方から夜まで営業の電話をかけ続け、その後深夜まで業に励み、再び3時すぎに起床し仕事を始めるなどの過酷な生活を送っていた。

30代後半には対象行為の共犯者であるB が、仕事を手伝うようになった。会社ではそ の頃社員が減ってきており、対象者とC、D、 Bの4人という閉鎖的な環境で、対象者とBが 業を行い、その見張りをDが行うという構図 であった。そして業を達成できないことを 理由に、Dは対象者に対し暴力だけではなく、 罰金として金銭を搾取するようになった。D はBに対して暴力は振るわないが、経済的に 安定していることからより多額の金銭を搾 取するようになった。対象行為3年前からは、 対象者とBが地元警察に、Dからの暴行や金 銭の搾取を数回相談しているが、警察から それぞれにDから離れるよう再三指導がな されたが、出頭したCを含め3人ともそれを 拒み、被害申告も結局はなされないままで あった。対象者自身はDとは離れたかったが、 Cや会社から離れることはとても考えられ なかった。

罰金と称する搾取は、徐々にエスカレートし、対象行為半年前には毎月5万円以上払わなければならなくなり、当時対象者は月8万円の給与所得で、社員寮として自宅アパート代も会社にとられていたため、ほとんどお金がなく、食事代にも窮するようになり、年金暮らしの両親から援助を受けた。高齢の母に弁当を届けるようしばしば依頼するようになり、弁当のない日は食パ

ンのみで過ごすようになった。

【現病歴】対象者は、30代後半頃より、入 社したDから日常的に激しい暴力を振るわ れるようになった。対象者はDに当初は反 論したが、さらに激しい暴力を振るわれ た。Dは常に「反抗すれば包丁で刺す、仕 返しする、殺す」というなど、暴力や恫 喝、家族に危害が加わるなどの脅迫が繰り 返され、恐怖により反抗できず言いなりに なっていった。 対象行為半年前頃から は、同僚Bとともに、「どうにかしないとD は絶対にとまらない」「命をとるまでした らいけない」など話合うようになり、嫌な 思いをするたびにDをどうにかすることが 頭をかすめるようになった。Dに脅される ようになり、包丁で刺されそうになったら 逃げられるよう、普段から会社の裏玄関の カギは開けておくように備えるなど、常に 緊張を強いられるようになっていた。

【対象行為前後の精神状態】対象者とBに 対するDの金銭の要求はさらにエスカレー トし、対象行為数日前には、Dは家の改修 費用900万円弱の支払いを対象者とBに命じ たが、対象者は支払能力がなく、結局はB が消費者金融に借金を重ね支払った。だが その直後に、さらに軽自動車購入代として 220万円を支払うよう命じられ、Dの暴力に 怯え断ることもできずにいた。支払期限が 迫る中、Dは「約束をまもらないと包丁で 刺す」「散弾銃は防弾チョッキは通らない けどライフルなら通る」「指を詰めてもら う」など恫喝し、2人は逆らうことはでき なかった。一方で金策は限界に達し、対象 行為4日前にBの車中で対象者とBは初めて 具体的にD宅に放火する計画を立てた。そ の計画は、Dのいない間に、勝手口に灯油

をまき、家を焼損し、そうして家を改修できなくなるというもので、殺害しようとまでは考えなかった。対象行為3日前より、それぞれ対象者とBは灯油を購入するなど準備を行った。

対象行為当日、Dの自宅に対象者とBは赴き、勝手口に灯油をまき、ライターで火をつけたが、火が燃え上がると、対象者は呆気にとられ、怖くなり、Bとともに即座に逃げ出した。対象者はどこをどのように逃げたのか全く覚えていないが、気づくと自身の車の中におり、どうしてよいかわからず車の中でじっとしていたら、警察が駆けつけ署に連行され、対象行為を自白し、逮捕拘留された。起訴前本鑑定後にBとともに起訴され、心神耗弱で執行猶予つきの判決が確定し、医療観察法申し立てがされた。

【起訴前鑑定の意見】被疑者は、心的外傷 後ストレス障害に罹患し、マインドコント ロールによって思考や行動が支配されてい た事で、認知(物事のとらえかた)に障害 や歪みを来していた。また不眠、過労、絶 食、身体疾患 (糖尿病) 等もまた、認知の 障害または歪みを強化する生物学的布置因 子といえる。犯行当日も金銭要求期限に追 い込まれ、疲労困憊の状況にあっても、C の指示を遂行するためにデザートを2時間 近く探し回るほどの忠誠を果たし、律儀に 「業」を行う被疑者の様子は、宗教的に支 配されていることを如実に示している。す なわち思考や行動パターンに狭窄と偏奇を きたした、思考の視野狭窄というべき異常 な精神状態に陥っていた。Dを襲う以外の 選択肢が考えられなくなり、客観的には非 常に稚拙で、滑稽とさえいえる態様の方法 で犯行に及んでいる。 上記3つの事柄はいずれも本件犯行に影響を与えている。被 疑者は、是非弁別能力は障害され、これに 従って行動し得る能力は、著しく障害され ていたと考えられる。

【医療観察法の鑑定中の治療と精神状態】 対象者は、初回診察時、かなり緊張がつよ く、足が痛いと途中で席を立ち診察室内を 歩き回る、トイレに行く等の落ち着きのな い様子が見られた。2回目以降の面接では 緊張感は和らいだが、やや俯き加減であ り、声は小さく表情に乏しく、軽度の抑う つ気分を認める。睡眠食欲は良好で、体重 は少し増加している。入院中、疎通はよ く、問題行動はなく安定した生活を送って いた。 エビリファイ3mg、その他痛み止 めなどを内服していた。

【医療観察法鑑定 疾病性に関する総合的 な説明】起訴前鑑定書によると、健忘や解 離症状、不安、思考や感情の回避、身体 化、優格観念が認められた。本鑑定時の面 接では対象行為については自然に話すこと が可能であるが、記憶が多少曖昧である点 や、不安やDに対する恐怖感、頭痛や下肢 の痛みなどの身体化症状は依然として認め られており、心的外傷後ストレス障害は安 定した入院生活や薬物療法により軽くなっ ているが、現時点でも同様に診断すること が妥当である。対象者の霊的ないし宗教的 なものへの過度の依存と自我の喪失(起訴 前鑑定におけるマインドコントロールと同 意義)に関しては、Cに対する感情や依 存、被支配感は全く変化しておらず、犯行 当時と同様の状態であると考えられた。つ まり対象者は現在対象行為を行った際と同 様の精神障害に罹患しているといえる。

【医療観察法鑑定 治療反応性】心的外傷後ストレス障害に関しては、安定した入院生活および薬物療法により軽快傾向にある。しかし状況によっては再燃する可能性が高く、今後も十分な期間の安定した生活や薬物療法、精神療法が対象者には必要である。一方で「霊的ないし宗教的なものへの過度の依存と自我の喪失」に関しては未だ改善のきざしは見られず、この問題が解決しないと対象者自らがCに近づく可能性が高く、対象行為と同様の事態になるやもしれず、今後も引き続き治療を行う必要がある。結論からすると、疾病には治療反応性が認められ、治療可能性も十分にあると判断する。

【医療観察法鑑定 社会復帰要因】対象者 はCの近くでの生活がほぼ10年近く経過し ており、対象者の人生のかなりの部分を占 める期間となっている。犯行前の閉鎖的な 生活から抜け出すのには、たとえ疾病が軽 快したとしても、かなりの困難が予想され るし、現時点では対象者自身にCから離れ たくない気持ちが強く残存していることか ら、社会復帰後の具体的生活(居住地・経 済面・相談相手・日常生活をどう過ごすか 等)に関して一から検討する必要がある。 また対象者は未婚であり、両親は高齢で年 金生活者であり、キーパーソンとしては問 題がある。兄弟は遠方に生活している。協 力的であるが、全面的な支援は難しいので はないかと思われる。鑑定入院中の出来事 であるが、対象者の実家に知人と称する人 物が来訪し、対象者の現状を母親に尋ねた らしい。Cは供述の中で「対象者に戻って きてほしい」と話しており、Cの差し金で ある可能性も否定できない。他にも、Dと

の接触がない状況も作っておく必要がある と思われた。以上のように、対象者には社 会復帰を阻害する多くの要因がある。

B その後の経過

当初審判において、入院決定がなされ、指定 入院医療機関 E 病院に入院した。集団生活 に問題はなく、無為や自閉は見られなかっ た。心気的不安が目立った。当初から不眠は あるが、他の対象者のささいな行動など些 細なきっかけで、恐怖心や不眠の悪化、耳鳴 りや頭痛、動悸や冷感などを伴うパニック 発作などが再燃。しかし一方で目立った解 離症状や自傷などのアクティングアウトは 認めなかった。Dに似た人物をみた不安は、 抗不安薬を投与することで軽減し、包丁と いう言葉を回避したが、集団適応は問題な かった。被害者 D に対し表面的な謝罪はあ る一方、Dから受けた虐待について振り返り、 非難や、二度と会いたくないなどと嫌悪感 を示し、Dに似た男性を避け、包丁の侵入夢 の存在を語るようになった。一方、逃げ出す など適切に問題解決できなかったことにつ いては、「会社をおいては逃げられなかった」 と責任感や C との関係維持を重んじたと話 し、自らの問題に気づかない。「業」という 理不尽な試練に従順に従っていた背景につ いては「社長の言うとおりにすれば、弱い自 分が変われる。」と、虚弱な体質や、あがり 症で何事もうまくやれない自分という、自 己に対する否定的なイメージが根強くみら れた。「業」にのめりこんだ自身を「少しや り過ぎていた」と振り返ることはできるが、 「業」を課し達成できない罰を与え、Dの虐 待を黙認した C に対する怒りや違和感は全 くなく、「社長は命の恩人。交通事故に遭っ

た自分を救ってくれた」「今も何でも見透か されている」と畏怖と尊敬の念を抱いてい た。

対象行為に至る経過を、Cとの異常な関係 性と自身の認知の歪みを焦点化し、認知行 動療法的に振り返った。生来的な執着性、依 存性などから、公務員の挫折という社会的 危機をへて、「Cへの依存」や「不安から業 への没頭」というプロセスが悪化し、対象行 為に至ったことは自身で気づき理解できた。 しかし内服調整により一時的にフラッシュ バックの再燃とともに情動不安定になると、 今後への過度な不安、悲観さから、「また地 元に戻れるのか、家族と同じように過ごせ るのか不安でしょうがないんです。」「ゆと りがある今より、苦しくても頑張っていた あの頃に戻りたい」と問題解決が変化した。 不安が再燃すると、認知行動療法により得 られた自身の傾向への気づきや適切な問題 解決より、これまでの情動焦点的で回避的 な解決に依存しやすいと思われ、これは宗 教的な支配の強さというより、対象者自身 の人格特性によるものが大きいと思われた。

C 論点の整理(コメント)

この症例で検討すべきことは以下の3点である。

- ①責任能力の検討
- ②疾病性及び治療反応性の検討
- ③対象者の社会復帰に必要な医療的介入に ついて

【①責任能力の検討】起訴前責任能力鑑定においては、宗教的支配、度重なる虐待と学習性無力感、不眠、過労、絶食、糖尿病などの生物学的布置因子が状況をより悪化させ、思考狭窄という異常な精神状態に陥ってい

たとされ、その意見は医療観察法鑑定でも 概ね踏襲している。マインドコントロール における責任能力については、十分な司法 精神医学的知見は乏しいと言わざるを得な い状況であり、むしろ司法の場で活発に議 論されてきている。一連のオウム事件を端 緒とする刑事事件ではそもそもの心理的操 作の影響自体が否定され厳罰が下されてい る。一方で、統一教会を相手どった損害賠償 請求訴訟では、2000年9月14日広島高裁 の判断においては、「統一教会会員だったこ ろは、自由意志が制約されていた(読売新 聞)」のであり「心理的操作の精神的苦痛を 認定し損害賠償を認めた(毎日新聞)」と言 う解釈がなされている。つまり、カルトのマ インドコントロールに対する勧誘の不法性 などで一定の理解を示し、またその場合に は本来持っているはずの自由意志が制約さ れていることを認めたのである。 このよ うな心理的操作、マインドコントロールに おける精神状態を、「感応精神病と同等」で あると主張する精神科的視点もある。

対象者の場合、個人の価値観が全否定され、宗教的世界観に入れ替わる解凍-再凍結段階と言われる過程が重要である。公務員の挫折という社会的危機の中で、反応性に抑うつ状態が強くなり、結果的に生理的な剥奪が強い中で、被暗示性が高まる「神秘体験」を経て、Cへの没入が始まってゆき、Cとの関係に不安が募ると回避的に「業」に没入し自ら生理的な剥奪状況を作り、その価値判断をさらに強化していった。対象者は、社会的な危機に直面すると、強く回避し「業」に没頭し、Cの影響力の強さより、対象者の性格特性が大きな要因である。対象者の性格特性は、元来熱心で几帳面、真面目

な執着気質で、思春期より赤面恐怖、対人恐 怖が強く、自己不全感が強く他者に依存的 で、環境に過剰適応する傾向があり、そのた め、Cに過度に支配された状況下で、同僚で 本対象行為の被害者である D から、日常的 な暴力や脅迫、金銭要求などをされても、そ の状況から自身で脱することさえままなら なかった。つまり虐待を受けた生活の中で 逃げ出せないのは、Cとのつながりが断たれ 社会的な危機に陥ることの不安が勝り、ま た自分がいないと会社が困るなどの責任感 の強さから来ており、了解不能なものでは ない。度重なる虐待と学習性無力感が状況 を悪化させ影響したとは思われるが、対象 者が被害者に対し、犯行を行う直接のきっ かけになったのは、恐怖や不安による衝動 的な自己防衛ではなく、金策が尽きた現実 的に追い詰められた状況の中で、計画的に 犯行を行っており、生物学的布置因子や心 理学的状態を総合しても、自由意思が阻害 されるような精神病圏に類似した症状が影 響した「思考の視野狭窄」ではなく、人格傾 向や環境要因に影響された「思考の視野狭 窄」であるに過ぎないと思われる。よって人 格特性が強く影響したとは考えられるが、 著しいといえるかについては疑問がある。

安田教授のコメントによると、マインドコントロールについては、背中に銃を突き付けられ反抗できない状況に匹敵するなら、罪を問えないだろうが、今回の事件は違う気もする。

【②疾病性及び治療反応性の検討】マインドコントロールについては対象者の人格特性が大きな要因であると思われる。対象者は、元来熱心で几帳面、真面目な執着気質で、思春期より赤面恐怖、対人恐怖が強く、

自己不全感が強く他者に依存的で、環境に 過剰適応する傾向が見られている。虐待に よる学習性無力感や生物学的布置因子は、 その後の安全な環境に隔離されていること や医療観察法鑑定による精神科的治療によ り軽減しており、対象者の疾病性、特に疾病 と対象行為の関連性については、環境要因 や対象者の人格傾向に由来するところが大 きいと思われる。この点、すなわち、他害行 為と疾病の関連性の検討が医療観察法鑑定 では十分に言及されていない。同様の行為 の再発を防ぎ、社会復帰を促進するために、 対象者の特徴的な人格特性および環境要因 を改善することの方が重要と考える。実際、 入院中の認知行動療法的介入により、自身 の特性を理解し、それがどのように対象行 為に関連したのかは理解するが、社会的な 関係が不安になると容易にこれまでの歪ん だ問題解決に戻ってしまう傾向を認めてい る。今後の再他害を防ぐには、周囲の関係者 がそのような対象者の傾向を理解し、彼女 の適切な問題解決をしっかり支援する環境 が維持できなければ実現はできないと思わ れる。一般的には、人格障害は医療観察法の 医療必要性における治療反応性に問題があ り、医療観察法医療の適応はないと言われ ており、対象者の人格特性を変化させるた めの介入をこの医療で何処まで行うかは議 論があると思われる。

【③対象者の社会復帰に必要な医療的介入について】現在までも、対象者の実家に不審な電話が来たり、不審な人物が実家辺りを探っていたりするなど、Cらは対象者と接触を図ろうとしていると思われ、対象者が自ら接触しなくても、Cらから接触された場合に、対象者は再びCの支配で生活する可能

性は高い。対象者が今後もCと距離を保ち、 その接触にも影響されない状態を維持する ためには、対象者の変容と共に、医療の継続 や家族の支援だけでなく、司法や行政の支 援も必要であると思われる。現在では当初 審判の付添い人と成年後見制度の保佐及び 補助を担ってもらうよう協議している段階 であり、そのような制度利用が、Cらとの接 触をどこまで回避できるかについては、今 後も合議体と、裁判所カンファランスを通 し検討を重ねていく予定である。

なお、宗教の自由があり、本人が、Dを信奉し、それが、特に疾病の影響とも考えられないなら、Cからの被害への反撃であり、対象行為がDとは直接関係ないなら、対象者とDとの関係は介入すべき事項でもない可能性がある。

4. 最高裁判所司法統計の分析

最高裁判所司法統計の医療観察法統計部分を基に、平成17年から平成28年にかけて前期中期後期の3期に分けて決定を分析した。入院決定に関して、平均からの偏移・ばらつきは、前期(平成17-20年)で、大阪管区や広島管区で低く、ばらつきが目立った(図5)。中期(平成21-24年)で、ばらつきは確実に減少している(図6)。後期(平成25-28年)では、高松管区が平均に使づいたが名古屋管区で高くばらつきは持続している(図7)。

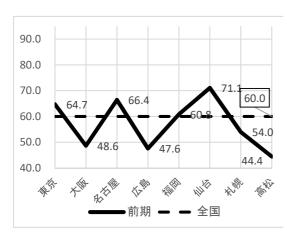


図 5 H17-20 年高裁管区別入院決定比率

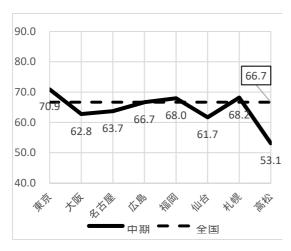


図 6 H21-24 年高裁管区別入院決定比率

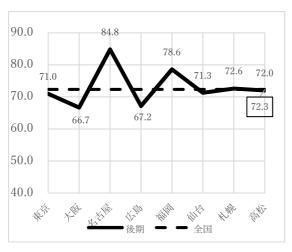


図7H25-28年 高裁管区別入院決定比率

D. 考察

1. 養成研修会受講生アンケート

平成29年度は有用度71%、理解度66%と 高水準を維持し、特に理解度の向上が得ら れた(図8、9)。

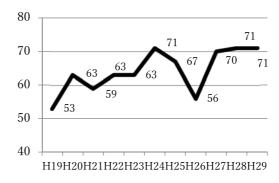


図8 「有用」回答率%の推移

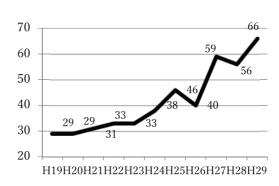


図9 「理解できた」回答率%の推移

有用度・理解度の詳細を分析すると、職種に寄らず有用度、理解度ともに良好な結果が得られた(図10、11)。

初回と継続に分けて分析すると、初回受講生は、有用 69%、やや有用 27%、継続受講者は、有用 72%、やや有用 26%と、有用度については差がなかった。理解度についても、初回受講生で、理解できた 63%、ま

あまあ理解できた 33%、継続受講生で、理解できた 69%、まあまあ理解できた 29%とおおむね一致していた。

項目別にみると、判定医では「判定医の業務と責任」、参与員では「参与員の業務と責任」「参与員業務演習」について「有用」とする回答が多かった。また、「理解を深めたい」とする回答も同項目で多かった。このことから参加者は、業務に直接関わる知識の習得や演習に取り組みたい、との意向が強いことが示唆された。

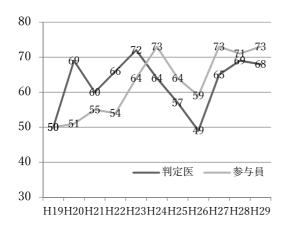


図10「有用」回答率%(職種別)

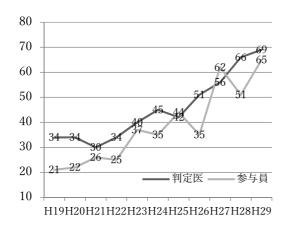


図11 「理解できた」回答率%(職種別)

一方で、他の職種の業務や役割を理解す るために、これまでの研修会では、職種ご とに業務内容の解説を中心に行ってきた。 しかし、参加者の関心は低い傾向が見られ ており、今年度から「多職種チーム医療」 をテーマとした講義を新たに加えた。この 講義では、指定入院医療機関のスタッフが 多職種チームでの会議の様子を実演し、こ れを参考に、参加者がチームでテーマを決 めて検討を行う形式とした。ある職種(作 業療法士)の業務に焦点を当てた従来型の 講義と有用度を比較すると、判定医は58% v.s. 52%、参与員は57% v.s. 41%と、新 設された講義の有用度が高い傾向を認め た。多職種チーム医療は医療観察法医療の 重要な柱のひとつであり、現場での実践も 進んでいる。今後一層の内容改善が望まれ る。

このほか、医療観察法における薬物療法 については、判定医、参与員いずれでも有 用と感じる割合が少なかった。日常的に薬 物療法を行う医師と、直接関わらない参与 員の両者にとって有用な講義を構成するこ とは難しく、内容の検討にとどまらず、講 義の対象をどうするか検討することも今後 の課題である。

また、鑑定、退院申し立てをテーマとしたグループディスカッションを行ったが、 その評価は職種、経験を問わず高かった。 参加型の研修を要望する声は、自由記載で も多く寄せられた。

養成研修全体の評価は、有用度、理解度ともに良好な水準にある。しかし、有用度が低いと評価されるプログラムが固定化する問題が指摘されていた。今年度は「多職種チーム医療」をテーマに、講義形式の改

良を行った。今後も参加者の声も参考に有 用性の向上がはかられることが望ましいだ ろう。

2. 判定事例研究会への事例提供

判定事例研究会は、3 会場で開催し合計 6 事例を提示した。本年度は新規のみ 3 事例 を提示し、52 条鑑定事例を含め幅広く事例 を提示した。

3. ケースブック用仮想事例作成

ケースブック用仮想事例で、取り上げた3 例は、いずれも、入り口の責任能力の判断に、疑義があった。パーソナリティ障害は、心神喪失等の原因となった精神障害とは通常みなされず、治療に多大な困難があり、治療可能性にも疑義があり、単なる収容になってしまう危惧があり、医療観察法の目的にそぐわないといえよう。

E. 結論

最高裁司法統計の分析によると、年を追うごとに、決定のばらつきは減少しているが、平成25-28年でもまだばらつきがみられた。同じ事例に対しては、どの地域で検討しても、同じ決定が出るのが望まれる。その為には、まず精神保健判定医の養成の質を担保する必要がある。今年度は、養成研修会アンケートで抽出した講義への要望事項を基に、各職種の役割の講義を見直し、多職種チームの実際をシミュレーションする講義を、企画委員会に提案した。

すでに実務についている判定医については、医療観察法鑑定・審判時の考え方の整理・周知が重要である。判定事例研究会では、実務についている判定医に研修の機会を提供するとともに、判定に苦慮する事例

をエキスパートとして検討し考え方を整理 した。事例を仮想化し、医療観察法仮想判 定事例ケースブックを作成し、広く、判定 医に周知することは今後も重要であると考 えられる。さらに、幅広く司法精神医学お よび医療をテーマにして、シンポジウムを 開催してゆくことも重要である。

同じ事例をワークショップで検討するの は、均てん化に寄与するところが多い。ま た、平成25年度厚生労働科学研究費補助金 (障害者対策総合研究事業(精神障害分野)) 専門的医療の普及の方策及び資質向上策を 含めた医療観察法の効果的な運用に関する 研究分担研究報告書 精神保健判定医の質 の担保に関する研究(分担研究者八木深)に よると、鑑定経験や審判経験については、ほ とんど経験のないものと、多数の経験をし ているものに、2極化している(図12・13・ 14・15)。各地方裁判所が、依頼にあたって、 名簿順に機械的に依頼することで、経験数 を均てん化する工夫も必要と考えられた。 その場合、著しく質の低いと考えられる鑑 定がされないように、鑑定中に合議体で、カ ンファレンスを実施するのが重要になると 思われる。

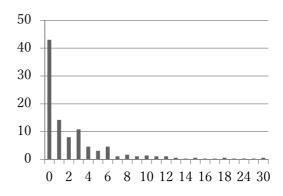


図 12 医療観察法鑑定受託件数の分布% (平成 25 年)

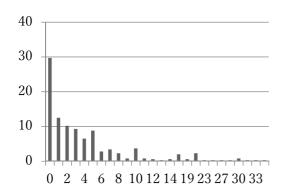


図 13 医療観察法審判受託件数の分布% (平成 25 年)

F.健康危険情報 (なし)

- G. 研究発表
- 1. 論文発表

(なし)

学会発表
(なし)

H. 知的財産権の出願・登録状況 (なし)

地裁ごとの鑑定件数(件/人・年)

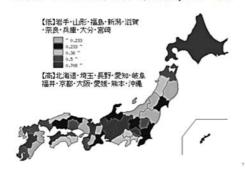


図 14 地裁ごとの鑑定件数(件/人・年) (平成 25 年)

地裁ごとの審判件数(件/人・年)

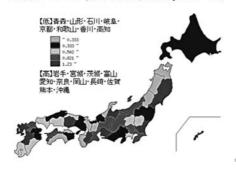


図 15 地裁ごとの審判件数 (件/人・年) (平成 25 年)

<資料1>

精神保健判定医等養成研修会受講生アンケート

厚生労働科学研究 医療観察法制度分析を用いた観察法医療の円滑な 運用に係わる体制整備・周辺制度の整備に係わる研究 分担研究者 独立行政法人国立病院機構花巻病院 八木 深

・今回の研修についてお答えください

() 有用

()

1 講義の有用性 2 講義の理解度

() 理解できた

アンケートご協力のお願い

・今回の研修は?

()初回研修

()継続研修

・参加種別

() その他

()精神保健判定医

()精神保健参与員

精神保健判定医等養成研修会ご参加お疲れ様でした。今後の研修をよりよいものにするために、研究班として提言したいと思っております。つきましては、以下のアンケートにご協力いただければ幸いです。該当する()に○をつけ、自由記載欄には記述をお願いいたします。提出をもって同意いただいたことにします。

				() 其 四点 () 四般点 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
· 有日	日だっ	た講義 と	、ヘレ理解	() 有用でない () 理解できないを深めたいと思った講義をいくつでもお選びください
157	11/6 2	有用	理解	というに研究といくうとものとしてたさい
	1	()	()	 触法精神障碍者の処遇の歴史
第1日 第2日 第3日	2	()	()	医療観察法の概要(法学)
	3	()	()	医療観察法における医療と法律
第	4	()	()	医療観察法における保護観察所の役割
	5	()	()	医療観察法における入院医療
日	Э	()	()	7 7 10 01 74
	6	()	()	医療観察法における通院医療
	7	()	()	医療観察法におけるコーディネーター
	8	()	()	医療観察法における多職種チーム医療
	9	()	()	判定医 刑事責任鑑定と医療観察法
-	10	()	()	のみ 精神保健判定医の業務と責任
	11	()	()	参与員 精神保健参与員の業務と責任
1	12	()	()	のみ 精神保健参与員業務演習
I	13	()	()	医療観察法における薬物療法
	14	()	()	医療観察法における共通評価項目
	15	()	()	医療観察法における作業療法
	15	()	()	審判シミュレーション
第 3 日 第 3 日	16	()	()	我が国における医療観察法の施行状況
	17	()	()	精神鑑定または処遇が問題となった事例報告
	18	()	()	グループディスカッション 1 鑑定事例
	19	()	()	グループディスカッション2退院由し立て

講義内容に重複があったものがあればご記載ください

記入例: 講義1 と 講義2	など					
・今後の研修会の進め方等について	てのご意	見(自由	記載)をお	書きください	7	
如ウ屋の仕上による こっこっ	- -		 		-	-
判定医の先生はこちらもご記力	くくたさ	()				
1. 措置入院の要否に係る診察のご紹				()	なし
2. 刑事責任能力鑑定のご経験	※経験数	数は概数	でも結構です	r.		
刑事責任能力鑑定経験年数	()年				
簡易鑑定経験数	()件				
嘱託鑑定経験数	()件				
公判鑑定経験数	()件				
刑事責任能力鑑定合計経験数	()件				
Abbetter be with a suit to be a suit		, , , , = →	7)))]			
継続研修受講の判定医の先生は	はこちら	もご記	人ください	-		
3. 医療観察法に係る鑑定・審判のご	ご経験	※経験	数は概数でも	結構です。		
判定医名簿登載後経過年数	() 年				
医療観察法鑑定経験数	()件				
医療観察法審判経験数	()件				
(2) / 京 (2) 田丁川生河大阪	(/ 11				

ご協力ありがとうございました

<資料2> 養成研修アンケート 有用だと思った講義

有月	目だと思った講義	初回	初回	継続	継続
		判定医	参与員	判定医	参与員
1	触法精神障碍者の処遇の歴史	66%	59%	-	-
2	医療観察法の概要(法学)	73%	59%	-	-
3	医療観察法における医療と法律	67%	59%	-	-
4	医療観察法における保護観察所の役割	73%	51%	-	-
5	医療観察法における入院医療	66%	59%	-	-
6	医療観察法における通院医療	58%	44%	-	-
7	医療観察法におけるコーディネーター	50%	51%	-	-
8	医療観察法における多職種チーム医療	58%	57%	-	-
9	刑事責任鑑定と医療観察法	77%	-	-	-
10	精神保健判定医の業務と責任	81%	-	-	-
11	精神保健参与員の業務と責任	-	66%	-	-
12	精神保健参与員業務演習	-	64%	-	-
13	医療観察法における薬物療法	44%	41%	-	-
14	医療観察法における共通評価項目	63%	54%	-	-
15	医療観察法における作業療法	52%	41%	-	-
16	審判シミュレーション	69%	54%	-	-
17	我が国における医療観察法の施行状況	63%	48%	63%	58%
18	精神鑑定または処遇が問題となった事例報告	83%	54%	77%	66%
19	グループディスカッション 1 鑑定事例	75%	59%	79%	69%
20	グループディスカッション2退院申し立て	72%	57%	77%	65%

初回判定医は $1\sim10$ 、 $13\sim20$ 、初回参与員は $1\sim8$ 、 $11\sim20$ 、継続研修は判定医、参与員ともに $17\sim20$ を受講した。

<資料3> 養成研修アンケート もっと理解を深めたいと思った講義

- Jr ~	っと理解を深めたいと思った講義	 初回	初回	継続	 継続
Ο.	ラと発所を係めたいと応りた時我	判定医	参与員	判定医	参与員
	44. 计特种应用 4. 0 加 8. 0 压力			刊足区	<u> </u>
1	触法精神障碍者の処遇の歴史	11%	16%	-	=
2	医療観察法の概要(法学)	17%	36%	-	-
3	医療観察法における医療と法律	17%	38%	-	-
4	医療観察法における保護観察所の役割	6%	15%	-	-
5	医療観察法における入院医療	16%	28%	-	-
6	医療観察法における通院医療	16%	28%	-	-
7	医療観察法におけるコーディネーター	6%	13%	-	-
8	医療観察法における多職種チーム医療	8%	13%	-	-
9	刑事責任鑑定と医療観察法	25%	-	-	-
10	精神保健判定医の業務と責任	31%	-	-	-
11	精神保健参与員の業務と責任	-	57%	-	-
12	精神保健参与員業務演習	-	54%	-	-
13	医療観察法における薬物療法	11%	13%	-	-
14	医療観察法における共通評価項目	16%	51%	-	-
15	医療観察法における作業療法	19%	21%	-	_
16	審判シミュレーション	13%	43%	-	-
17	我が国における医療観察法の施行状況	5%	8%	8%	12%
18	精神鑑定または処遇が問題となった事例報告	23%	34%	15%	25%
19	グループディスカッション 1 鑑定事例	27%	36%	10%	25%
20	グループディスカッション2退院申し立て	25%	39%	11%	28%

初回判定医は $1\sim10$ 、 $13\sim20$ 、初回参与員は $1\sim8$ 、 $11\sim20$ 、継続研修は判定医、参与員ともに $17\sim20$ を受講した。